

第1章 カントリーレポート：オーストラリア

玉井哲也

はじめに

オーストラリアは、農産物の主要輸出国の一つであり、我が国にとって主要な農産物輸入先国となっている。このため、オーストラリアの動向は少なからず我が国の食料需給に及ぼすところであり、平成18年、19年と2年連続したオーストラリアの干ばつは広く関係者の関心を集めたところである。オーストラリアと我が国との関係は全体として良好であり、平成19年4月からは経済連携協定（EPA）締結に向けた交渉を行っている。

しかしながら、オーストラリアが我が国を始めアジアとの経済的結びつきを強めたのは比較的最近のことである。また、農産物貿易交渉において徹底した自由化を求める際だった立場をとっているオーストラリアだが、かつては農業を保護する政策をとっており、近年まで国家輸出貿易を多数有して貿易に国が関与していた。

本レポートでは、以上のような事情を踏まえ、オーストラリアの農業、農産物貿易をめぐる状況について、平易にとりまとめ紹介することをめざした。

本レポートではまず、オーストラリアの政治経済の基本的動向を紹介する。

次に、農業と農業政策の動向として、その経済に占める地位や歴史的経過を整理した。特に、労働党政権になってからの農業政策の変更や、一部州でのGM作物の商業栽培解禁に関する動向等について整理・分析している。

最後に農産物を中心とする貿易と貿易政策の動向を整理した。オーストラリアの農業は輸出志向であり、貿易の徹底した自由化を求める姿勢で自由貿易協定（FTA）など国際交渉に臨んでいる。他方、自らも小麦等について維持していた輸出国貿易の解体を進めてきている。

このレポートの作成に当たっては、オーストラリアの農業、貿易の現状とそれに至る事情や背景を簡潔に記述するよう心がけたつもりである。なお至らない点も少なからずあると思うが、研究、実務などでオーストラリアにかかわる方々にとって、オーストラリアを理解する上での一助となれば幸いである。

1. 政治・経済の状況

(1) オーストラリアの政治体制：連邦制・立憲君主制

オーストラリアは連邦制をとり、連邦政府と 6 つの州（ニューサウスウェールズ州（NSW）、ヴィクトリア州（VIC）、クイーンズランド州（QLD）、南オーストラリア州（SA）、西オーストラリア州（WA）、タスマニア州（TAS）と 2 つの特別地域（北部準州（NT）・首都特別地域（ACT））政府がある（第 1 図）。それぞれが憲法と政府を持ち、州の権限が強い構造である。連邦政府と各州政府の間では連邦憲法に従い権限が分割されており、連邦政府の権限としては、関税・消費税の課税、貨幣製造、連邦憲法改正の発議などがその専属的権限となっているが、それ以外の、連邦憲法に連邦の権限として規定されていない、警察、消防・救急、学校、病院、環境など多くの権限が州政府の権限とされている（特別地域は州に準じる）。



第 1 図 オーストラリアの州境界

実体上は、国内問題であっても、貿易等に関連する事項や、複数の州にまたがる事項、全国的な制度の共通化を必要とする事項などを中心に、連邦政府が権限を伸ばしてきている。しかしながら、なお州政府の力は強く、連邦政府が方針を定めても州政府はこれに簡単に従わないことがある。こうした状況を背景に、連邦政府と州政府との間では、協議機関が設けられ、両者が対等の立場で諸課題を検討することとなっている。最も重要な協議機関は、オーストラリア政府間評議会（Council of Australian Governments）であり、連邦首

相、州首相等により構成される。ほかに、分野別の意見調整のため閣僚級協議会（Ministerial Council）が多数設けられている。

農業生産、農業政策については、基本的に州政府の権限であるが、農産物貿易に関しては、連邦政府の専属的な権限である。連邦政府内においては、農業に関しては農水林業省が、貿易に関しては外務貿易省が担当する。

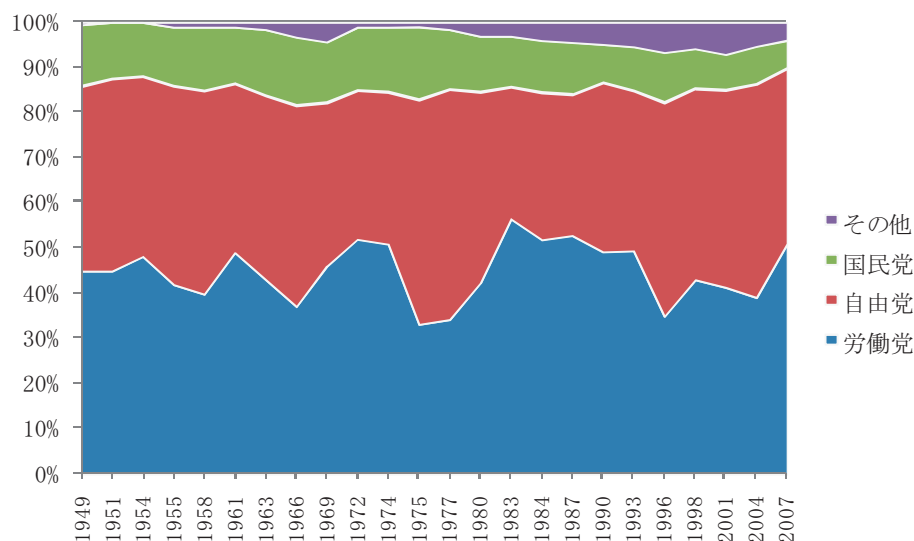
オーストラリアは立憲君主制をとり、その元首はイギリスのエリザベス 2 世陛下であって、連邦総督がその名代を務めている。連邦総督は、連邦政府の首相と大臣を任命し、首相以下閣僚は、国民の選挙により選出される連邦議会に対して責任を負う。連邦総督の権限は、与党党首を首相に任命する形式的なものとして運用されている。ただし、1975 年に連邦総督がその権限を行使して、ウィットラム首相（当時）を解任した例がある。

（２）オーストラリアの政治状況

議会は、二院制をとり、上院は任期 6 年、定員 76 名である。下院は定員 150 名、任期は 3 年で、任期満了前に解散できる規定はあるが、実際に解散されることはあまりない。オーストラリアは、保守政党（自由党と国民党）と労働党との二大政党で、連邦発足当初から政権交代を繰り返してきている。

2007 年 11 月の総選挙の結果、政権交代が起き、2007 年 12 月 3 日に労働党ラッド政権が誕生したが、それまでは、1996 年以来ハワード首相（自由党党首）の保守連立の長期政権であった。

3 つの主要政党である自由党、国民党、労働党は、それぞれ商工業、農牧畜業、労働組合を主要な支持母体としている。国民党は小党であるが、地方部の利益を代表し、常に自由党と連立して、その有力議員が、地方、農業、貿易関係の閣僚を務める（1919 年に発足。1982 年に地方党（Country Party）から国民党（National Party）と改称）。



第 2 図 連邦議会の勢力分布の推移（1949 年以降）

出典：Australian Parliament (2008) のデータから筆者作成。

国民党は、農林水産業の経済や有権者数に占めるシェアの縮小を反映して、議席数を減らしてきている。他にも小党が存在し、その議員数合計は 1970 年代以降増加傾向を示してきたが、最近の連邦議会は、3 主要政党に収斂する傾向が見られる（第 2 図）。2008 年 7 月 1 日現在、3 主要政党以外では、緑の党（Greens）5 名、家族優先党 1 名、無所属 3 名のみが連邦議会に議席を有するにすぎない。

また、全人口の 4 分の 1 が外国生まれであることを反映し、31 人の議員が外国生まれである（全議員の 14%）。

（３）オーストラリアの対外政策

政治・経済面、更には文化面なども含め社会のあり方に広くかかわって、オーストラリアは、自らをどう位置づけていくか、という問題に長年直面し続けている。オーストラリアは、地理的にはアジアに近く位置するが、国の成り立ちからすると「西洋の国」であり、米欧に目を向けた外交政策をとってきた。第二次世界大戦以降は、基本的に米国との同盟を軸に外交、安全保障戦略を展開してきており、米国との関係は強固である。朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン、イラク戦争と、米国が関与した主な紛争・戦争すべてに派兵し米国との強固な同盟関係を築いている。

他方で、近年の成長著しい中国をはじめ、東アジア、東南アジアとは経済関係が発展しているほか国際協力や安全保障協力でも緊密な関係を有している。アセアン地域フォーラム（ARF）やアジア欧州会合（ASEM）、アジア太平洋経済協力（APEC）、東アジアサミットのメンバーになるなどアジア地域に積極的に関与する姿勢である。現政権以前の保守連立政権下でも APEC の推進などアジアへの接近の姿勢は続いていたところ、2007 年末に発足した労働党ラッド政権は、この路線を推し進め、2008 年 6 月にアジア太平洋コミュニティ（APC）の構想を打ち出した。今後世界の経済活動等の重心が移ってくるアジア太平洋地域について、地域全域にわたる、経済、政治等についての対話・協力・行動の全ての側面に取り組むことのできる地域機関を設けるとの構想であり、関係国への働きかけのため元外務次官の Richard Woolcott 氏を特使に任じた。

（４）オーストラリアの経済

オーストラリアは、地下資源の大生産国でありながら、製造業はさほど発展しておらず、資源を加工しないままで輸出し、製品を輸入している状況にあり、オーストラリア国内で消費される製品の付加価値の多くはオーストラリアではなく外国に帰属することとなっている。先進国であるにもかかわらず、このような経済構造となっているのは、人口規模が小さいため、労働力の不足と国内市場の不足が原因で製造業の比較優位を持たないためとされている。その結果、農林水産物、地下資源を輸出し、工業製品を輸入するという、一部の途上国に見られるような貿易構造となっている。

世界経済の堅調な動きや中国などの急速な成長を背景に、資源を輸出しているオースト

ラリア経済も順調に推移してきた。GDP 成長率は、2005-06 年度 3.0%、2006-07 年度 3.3%、2007-08 年度は 3.7%であり GDP は 1 兆 1,319 億 1,800 万豪ドルであった。その後も同程度の堅調で安定した成長を見込んでいたが、2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズ証券の倒産により深刻化した世界金融危機によりオーストラリア経済も打撃を受け、経済成長の見通しは次々に下方修正された（第 1 表）。

第 1 表 財務省等の GDP 成長率予測

	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12
2007.1 月年央経済概観	2.5%	3.75%	3%	3%		
2008.1 月年央経済概観	(3.3%)	4.25	3.5%	3%	3%	
2009.1 月年央経済概観	(3.3%)	(3.7%)	2%	2.25%	3%	3%
2009.2 月更新経済概観	(3.3%)	(3.7%)	1%	0.75%	3%	3%
2009.9 月 ABARE			0.5%	1%		
2009.12 月 ABARE			1.0%	1.5%		

出典：財務省予算資料，ABARE(2009b)，ABARE(2009c)。

注. () 内は実績値。

これに対して、オーストラリア政府は経済対策を講じてきた。これまでの主要なものとして以下の 2 つが挙げられる。

2008 年 10 月 14 日に発表された総額 104 億豪ドルの Economic Security Strategy は、年金受給者及び低所得世帯への一時金支給，住宅購入者への補助金交付，職業訓練場所の追加設置を行うものである。各種の一時金については 2008 年 12 月に支給され，住宅の補助は 2009 年 6 月までの購入契約が対象であった。

Nation Building and Jobs Plan は，2009 年 2 月 3 日発表された 420 億豪ドルの経済刺激策である。9,540 の学校の建物の改善，2 万戸以上の福祉住宅・軍人住宅の新設，270 万戸の天井の断熱（光熱費節約と温室効果ガス削減が狙い），事業投資への特別減税，地方のインフラ・道路事業のほか，中低所得者を対象とする一時金支給を内容とする。

2. オーストラリアの農業・農業政策

(1) 農業の経済、社会の中での位置づけ、性格

1) 農業の歴史的展開

オーストラリアで農業が始まるのは、イギリスにより最初の入植が行われた時期からであり、200 年余りの歴史しかない。オーストラリアは、イギリスの入植地であり、米国の場合とは異なって本国イギリスからの独立運動などもとりたてて起きなかったことから、遠距離にもかかわらずイギリスとの経済関係は密接であり続けた。19 世紀前半はイギリスへの羊毛輸出のため、牧羊業が大きく発展し、大規模・粗放的な放牧経営が展開し、大牧畜経営者（スクワッター）が内陸部を中心に強い勢力を持つようになった。

19 世紀半ばからゴールドラッシュによる人口急増もあって、穀物生産が拡大し、他方で羊毛産業の不況もあって、19 世紀末にはそれまでの大牧畜経営者による「支配」は終焉した。

羊肉や牛肉は缶詰や乾燥肉として輸出されていたが、1880 年代に冷凍輸送船の商業的運行が始まり、冷凍での輸出が行われるようになる。

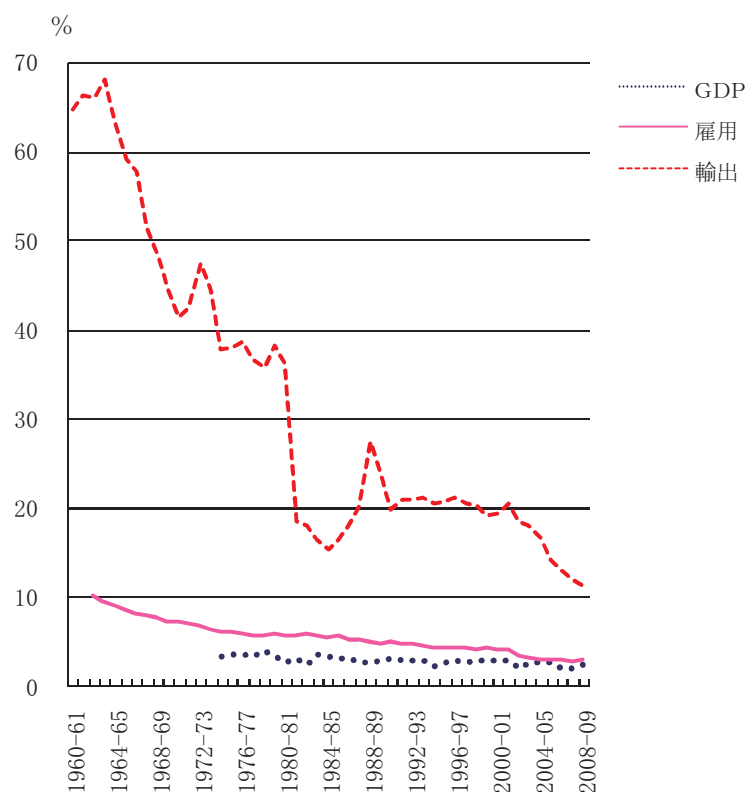
灌漑事業は、19 世紀末頃から取組が始まり、20 世紀前半には盛んにダムや灌漑施設が整備された。穀物も海外輸出されるようになり、第 1 次世界大戦時には穀物生産が政府により奨励されるなどして、穀物農業は 20 世紀前半拡大を続けたが、20 世紀後半には面積の拡大は鈍化する。

このようにして、オーストラリアの農業は展開し、主要な輸出農産品である羊毛、食肉、穀物の生産と輸出は拡大してきた。全体として降水量が少なく土地は肥沃ではなく農耕には必ずしも適さないが、雨の比較的多い東部から南東部の海岸、南西端において穀物等の栽培が、そして内陸部にかけて広い範囲で放牧が行われている。相対的に、ヴィクトリア州では酪農、果実、ニューサウスウェールズ州は羊・豚・鶏、綿花、クイーンズランド州は肉牛、砂糖、西オーストラリア州は小麦、南オーストラリア州は大麦の生産が多い。

2) 農業の位置づけ

1901 年にオーストラリア連邦が成立すると、連邦政府は、製造業保護のために輸入関税の水準を引き上げた。また、第一次世界大戦が起きると、ヨーロッパからの輸入が途絶えたことから、それまで輸入に頼っていた工業製品を自国で製造する必要も生じた。こうしたことを契機にオーストラリアでも工業化が進み、それまで国民経済の大きな部分を占めていた農業の地位は低下していく。全生産（第三次産業を除く）に占める農業の割合は、1892 年の 58% から、1932 年 48%、1967-68 年度 28% へと低下する。

第三次産業も含めた GDP に占める割合で見ると、農業は、1900-01 年度の 19.4% から、1950-51 年度には 30% 超となったが、その後は低下の一途をたどり、1970 年代には 10% を割り、1990-91 年度は 3.2%、2008-09 年度は 2.5% と低下傾向が続いている（第 3 図）。全労働者に占める農業労働者数の割合も低下の一途をたどっている。



第3図 オーストラリアの農業のGDP，雇用，輸出に占める割合

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

他方で、オーストラリア農業の特徴は、その輸出志向にある。GDPに占める割合に比べ、輸出に占める農業の割合は相対的になお高い。野菜・果実、豚・鶏肉といった品目は主として国内向けであるが、小麦の73%、牛肉の64%、羊毛の95%、乳製品の51%と、主要農産物の輸出比率が大きく、農産物全体でみると、生産額に対する輸出額の割合は61%である（ABARE(2008a)。2004-05～2006-07年度の平均）。輸出全体に占める農産物の割合は11.2%であり、GDPに対する比率（2.2%）よりも遙かに大きい（2008-09年度）。それでも、1960-61年度の65%からすれば大きく減少している。1980年代、90年代にはほぼ2割前後で推移したが、近年は、資源ブームにより地下資源・エネルギー資源の輸出額が拡大したことも輸出に占める農産物のシェアを低下させた。

3) 農業政策

(i) 農業政策の変遷

入植当初のオーストラリアは、厳しい気象条件のもとで農業生産がふるわず食料不足に悩まされたことから、農業は保護された。その後農業生産が拡大してからは、輸出産品としての重要性から、保護が継続された。

20世紀前半には、2つの世界大戦や戦後経済への対応のためもあって生産奨励措置や価格保証、補助金、国境措置、販売規制などの各種の保護措置が行われた。

1960年代から、農業保護政策への批判が行われるようになり、1970年代には、政策形成に経済合理性の観点を導入する動きが強まる。1979年に設立された農業者の全国団体「全国農業者連盟」(National Farmers' Federation)は、設立当初から価格・需給調整を否定し、市場志向での農業所得安定を目指す方針を標榜していた。そして、1980年代には、各種安定化措置、価格調整等を廃止し規制緩和を目指す方向へと政府の政策が転換していく。オーストラリアでは、1990年代から経済全面にわたる規制緩和等の改革が行われるが、農業政策の改革はそれに先駆ける形となった。

1970年代、1980年代の農政改革は、作物別の支援措置を廃止し、市場経済に向けての構造調整達成に焦点を当てた。経済合理性の視点が取り入れられ、更に1990年代には、困窮農家の支援よりも生産性の低い農家の引退を政策目標として掲げるに至る。1990年代には、農業部門に限らず、規制緩和、市場志向を求める声が強まり、政府関与を縮小するため「国家競争政策」(1995年)が策定されて、国営企業の民営化や販売独占権の見直しなど経済改革、規制緩和が進められることとなった。後述するオーストラリア小麦ボード(AWB)の改革が進められたのも、この流れの一環である。

(ii) 現在の農業政策

連邦政府の権限は、対外政策や各州横断的な政策に限定されており、農水林業省が実施する連邦政府の農業政策は、輸入検疫、輸出品の認証、干ばつ対策、国際貿易交渉(直接ではなく、外務貿易省を通して参画)といったことである。各州政府も農業政策を行っており、州ごとの独自性が見られることもある。

また、連邦政府による直接的な生産振興政策としては、かつて1970年代頃までは、灌漑農地開発のための大規模なダムや灌漑施設の建設が行われたが、最大の事業であったスノーウィ・マウンテン計画が1974年で完了し、水資源開発が一巡したことから、ほとんど見られなくなっている。

小麦、食肉等の作物部門ごとの対策は、連邦政府や州政府の法律で設置されている法定機関によって実施されてきており、その運営資金は原則として、生産者等からの課徴金(Levies)で賄われている。

前項で述べた改革の結果、オーストラリアの農業政策には、価格・所得支持のための補助がわずかしがなく、連邦政府や州政府の農業担当省庁が、個別作物ごとの政策に関与する度合いは低い。

WTOへの通報(G/AG/N/AUS/73。2009年7月13日)に従うと、2007/08年度のオーストラリアの農業補助金は、連邦政府、州政府を合わせて、削減義務の対象となる黄の補助金が206.74百万豪ドル、削減義務のない緑の補助金が2,772.29百万豪ドルであった(第2表)。黄の補助金は、連邦政府による、酪農の構造改革に伴う補助である。連邦政府の緑の政策の過半が干ばつなどの自然災害被害からの救済であり、残りの大部分を、研究・開発、病虫害防除、普及・啓発、検査などの一般サービスと環境対策が占める。各州の農業政策は、農業経営者・従事者の教育・訓練、普及などに関する支援が中心である。

第2表 オーストラリアの国内農業補助金（2007-08 年度）（百万豪ドル）

	連邦政府	州政府小計	オーストラリア計
黄色の政策	206.74	—	206.74
緑の政策	1,901.97	870.32	2,772.29

出典：オーストラリア政府の WTO への通報からとりまとめ。

注：黄色の政策の約束水準は、471.86 百万豪ドル。

近年のオーストラリアの黄の補助金は、いずれも、酪農の規制緩和に伴う、酪農構造調整プログラム及び補足的酪農支援制度の補助金である。これらの補助は、2000 年 7 月に、従来国内市場で行っていた牛乳の生産・流通規制と市場支持を廃止したのに伴い、乳価の低下により影響を受けると考えられる酪農生産者に対して補償を行うものであった。もともと 8 年間にわたる時限措置であり、2007-08 年度末（2008 年 6 月）をもって終了した。従って、2008-09 年度の補助に関する次回通報では、オーストラリアの黄の補助金の額はゼロとなるものと考えられる。

（2）農業の概要

1）概況

オーストラリアが農産物の大輸出国であることからすると、意外と思えるかもしれないが、オーストラリアは農業には不向きな土地である。非常に古い大陸であって造山活動などによる地下からの栄養分の噴出が途絶えて久しいため、その土壌は栄養分が少なく痩せていることから多量の施肥を必要とし、地下には多量の塩分が蓄積されているため農業によって地表の塩類化が進み生産力が低下するなど、農業にとって不利な条件が多い。更に、水資源問題という重大な課題がある。

オーストラリアは、日本の約 20 倍という広大な国土を持つが、世界で最も乾いた大陸と言われている。オーストラリアの年平均降水量は、472mm であり、しかも偏在しており、最北部、南西部、東部沿岸地域では適度な降雨があるものの、他のほとんどの地域では降雨が少ない。

オーストラリアの国土面積の過半、41,730 万 ha が農用地であるが、灌漑が行われているのは約 250 万 ha にすぎず、農用地全体の約 0.5%にとどまっている。しかしながら、灌漑農業は、農業生産額の 4 分の 1 を産出している。農用地のうち、放牧地は内陸にまで広がっているが、耕地は降雨の比較的多い大陸の東から南東部、及び南西端に限られており、作付面積は 2,440 万 ha 程度である。2007-08 年度の農業総生産額は 43,270 百万豪ドルである。ヴィクトリア州、クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州、西オーストラリア州、南オーストラリア州、タスマニア州の順に生産額が大きい（ABS(2009a)）。

オーストラリア農業の主要作物は、小麦、大麦、牛肉、羊毛、牛乳等である。農家戸数で見ると、酪農を含めた畜産を中心とする農場は全農場数の半数を優に超えている（第 3

表)。これら穀物農業及び放牧，酪農のオーストラリア農業の生産性は，生産技術，管理手法の向上を反映して上昇を続けてきている。ただ，近年はその上昇速度が鈍っており，農家が制御することが困難な干ばつの影響もその一因となっている可能性がある（ABARE(2009a), pp206-216）。

第3表 作物別農場数（2008年6月30日現在）

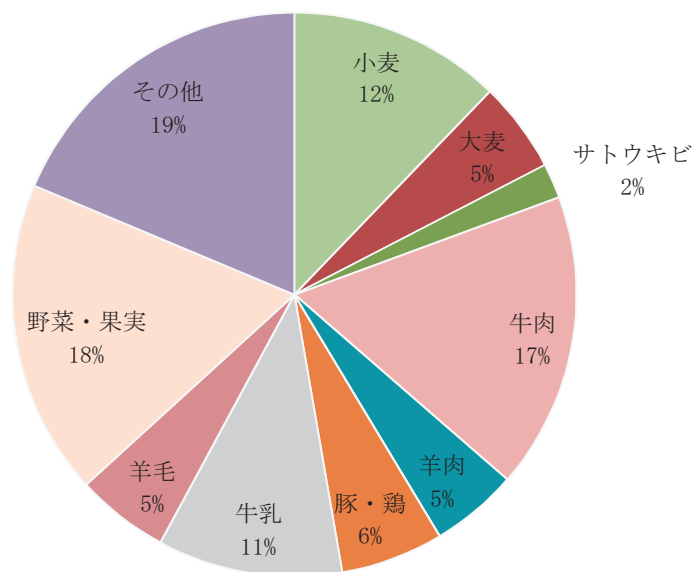
対象作物	戸数
ブドウ	6,062
園芸作物(ブドウを除く)	14,152
穀物	13,769
穀物と羊・牛との複合	13,059
羊・牛	7,226
羊	11,148
牛	41,640
酪農	8,792
養鶏(肉，卵)	1,279
その他の畜産	3,581
その他の作物	4,888
合計	125,594

出典：ABS(2009a) からとりまとめ。

2) 主要生産物：穀物

2007-08年度の農産物生産額は総額で43,270百万豪ドルであった。耕種の主要作物は，小麦，大麦，カノーラなどである（第4図）。果実・野菜は，栽培面積はさほど大きくないが，生産額が相対的に大きい。

穀物生産の中心は小麦，次いで大麦，ソルガム，オート麦などである（第4表）。生産量は年による変動が大きい，多い年で，小麦と粗粒穀物を合わせて4,000万トン前後に達する。



第4図 主要農産物の生産額シェア (2007-08 年度)

出典：ABS(2009b)からとりまとめ。

第4表 主要穀物等の生産量

	5年平均	06-07年度	07-08年度	08-09年度
小麦	18,828	10,822	13,039	21,397
大麦	7,145	4,257	5,920	6,820
ソルガム	1,739	1,283	2,813	2,319
カノーラ	1,222	573	1,065	1,878
綿花	456	274	133	446
コメ	499	163	19	66

出典：ABARE(2009d), ABARE(2009e)からとりまとめ。

小麦、大麦、カノーラは、広くオーストラリア全般で栽培されているが、コメ、サトウキビ、綿花、ソルガムは主産地が限られている（第5表）。

第5表 主要作物の州別栽培面積 (2007-08 年度)

	NSW	VIC	QLD	SA	WA	TAS	NT	ACT	豪州計
作物全体	6,816	3,655	2,183	4,257	7,396	52	14	1	24,374
小麦	4,009	1,514	669	2,121	4,258	7			12,578
大麦	1,049	1,107	113	1,244	1,381	8			4,902
オート麦	464	211	20	142	397	4			1,238
ソルガム	279		661		1				942
カノーラ	310	196	2	173	595	1			1,277
綿花	40		29						69
コメ	2								2
サトウキビ	24		355		2				381

出典：ABS(2009a)からとりまとめ。

注：空欄は、栽培が行われていないか統計が行われていないことを示す。

3) 主要生産物：畜産

第6表 主要家畜の飼養頭数 (千頭)

	2005年	2006年	2007年	2008年
肉牛	25,323	25,605	25,373	24,784
羊	100,600	91,000	85,700	76,900
豚	2,708	2,733	2,605	2,411
鶏（処理数）	432,900	444,800	459,600	462,800
乳牛	1,880	1,796	1,640	1,645

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

第7表 主要畜産物の生産量 (千トン, 千キロリットル)

	2005年	2006年	2007年	2008年
牛肉	2,090	2,188	2,180	2,161
羊肉（マトン）	241	269	253	256
羊肉（ラム）	375	400	439	414
羊毛	520	502	459	404
豚肉	390	383	386	348
鶏肉	803	840	856	839
牛乳	10,089	9,583	9,233	9,388

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

主要家畜は、牛と羊である。かつては「羊の背に乗った国」と言われて羊毛産業が盛んあり、羊の飼養頭数が2億頭に迫った時期もあったが、化学繊維等に押されて羊毛産業は縮小が続いている（第6表、第7表）。

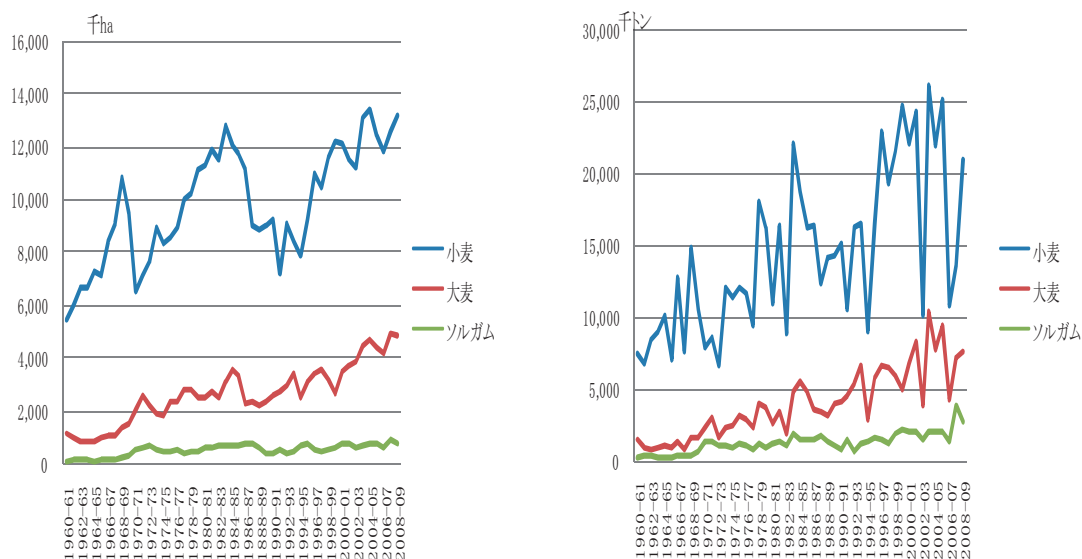
（3）水問題

1) 頻発する干ばつと不安定な生産

先述（2.（2）1））したように、オーストラリアは、世界で最も乾いた大陸と言われる、しかも降水量は極めて不安定である。このような悪条件のもとで農業が行われていることから、過去に幾度も深刻な干ばつに見舞われてきた。特に、エルニーニョの影響を受けると、何年にもわたる少雨が続き、干ばつに見舞われることが往々にして生じる。農産物の生産量は大幅に変動し、2002、2006、2007年の干ばつ時のように小麦の生産量が平年

の半減以下に激減することも珍しくはない（第5図）。今後とも干ばつにより生産量が大きく変動することは避け難いであろう。更に、地球温暖化による気候変動のためこれまで以上に干ばつが頻発するとの予測もある。

第5図に作付面積と生産量の推移を示した小麦、大麦、ソルガムは、そのほとんどが天水に頼って生産される穀物である。栽培面積については、年ごとでさほど大きな変動を示していないが、生産量は極端に変動する年がある。干ばつにより単収が減少することが生産量の減少につながっている。



第5図 小麦等の作付面積及び生産量の推移（1960-61～2008-09 年度）

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

2) 灌漑農業の重要性

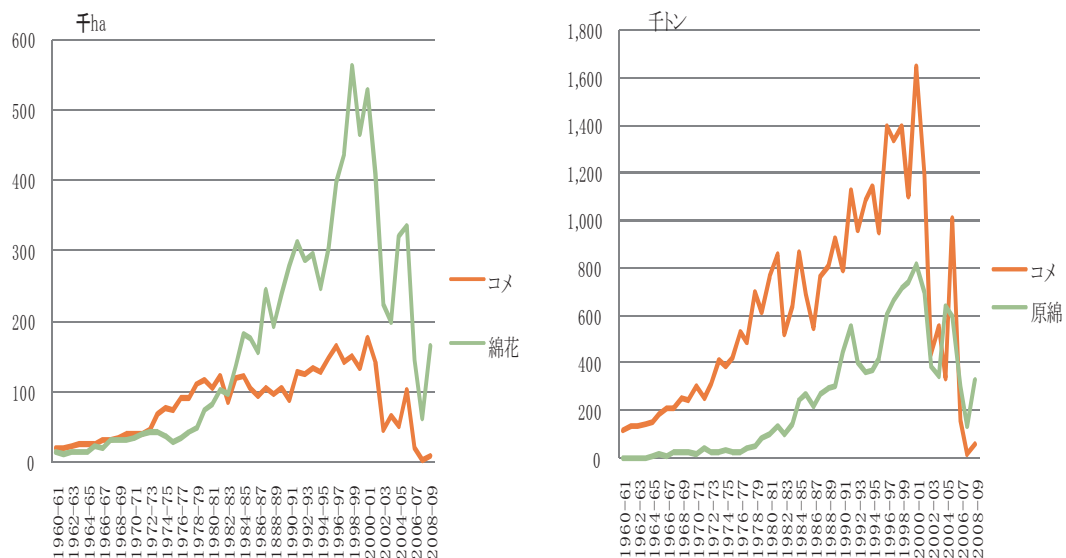
オーストラリアの年間水使用量は 18,767 ギガリットルであり、その水の 3 分の 2 が農業に向けられ、そのうちの 9 割は灌漑用水として使われる（残りは家畜の飲用水など）（ABS(2006c)。2004-05 年度の数値）。

オーストラリアの国土面積の過半、4 億 1,730 万 ha が農用地であるが、灌漑が行われるのは 250 万 ha 程度にすぎず、農用地全体の約 0.5%にとどまっている。すなわち、面積で見れば、オーストラリアの農用地のほとんどは天水に頼っており、主要作物である小麦・大麦等の土地利用型作物はほとんどが天水に頼って栽培されている。主として灌漑により生産されている作物は、コメ、野菜・果実、綿花等である。

灌漑面積は全農用地の 0.5%にすぎないが、灌漑農業による生産額は 9,076 百万豪ドルにのぼり、農業総生産額 35,555 百万豪ドルの 25.5%を占める重要な地位を有している（ABS(2006c)。2004-05 年度の数値）。

灌漑により栽培される作物であっても、干ばつの際には用水確保が困難になることで、その生産に影響を受ける。第6図に作付面積と生産量の推移を示すコメ、綿花は、灌漑により生産される作物である。第5図の小麦等と異なり、年ごとの生産量は作付面積の変化

に見合って変わることが見て取れる。これは、灌漑作物の場合は、一旦作付けされればその単収は安定しているが、灌漑用水の確保ができるか否かで作付面積そのものが変わるためである。灌漑面積は干ばつの影響を受けない年は 250 万 ha 程度であるが、厳しい干ばつに見舞われた 2006 年、2007 年には灌漑面積が 200 万 ha に達しなかった（ABS (2009c)）。コメは全量が灌漑によって栽培されており、用水が確保できれば年間 100 万トンを超える生産が可能であるが、干ばつの厳しかった 2006-07 年度の実産量は 16 万トンにとどまり、2007-08 年度は 2 万トン弱、2008-09 年度は 6 万トン余りであった。



第 6 図 コメ及び綿花の作付面積及び生産量の推移（1960-61～2008-09 年度）

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

3) オーストラリア政府の水対策の仕組みと状況

上記のように、灌漑農業は重要な位置を占めるが、その生産は用水の確保に依存していることから、灌漑用水の確保が重要な課題となっており、政府も水対策を推進している。

水資源の管理、利用は、各州の権限に属する事項だが、河川の流域が複数の州にまたがることや水質、環境対応など、全国的に基準・水準を統一、向上することが必要な側面もあることから、国（連邦政府）が、基本政策を策定するほか、個別の水資源管理にも関与している。連邦政府首相、州首相等を構成員とする政府間の政策調整機関「オーストラリア政府間評議会」が水管理を改善するための総合戦略となる国家水憲章を策定し（2004 年 6 月。COAG(2004)）、実行プロジェクトとしてオーストラリア水資源基金が設けられ（2004 年 7 月。5 年間で 20 億豪ドル）、連邦首相の下にある国家水資源委員会が連邦政府、州政府等の関係機関と連携を取りつつその実施を担う。

オーストラリア政府は、従来から水対策を重要な課題として取り組んできており、19 世紀末から農業生産の拡大に合わせ大規模ダムや灌漑などの水資源開発を進めてきた。しかしながら、それらは 1970 年代頃までに一巡、その後は、環境運動の高まりなどもあってダ

ムの貯水能力はほとんど増加せず、近年は灌漑面積、灌漑用水の使用量ともに伸びていない。今後とも、既存の農業地域での大規模な新規水資源開発は見込みにくい状況にある。

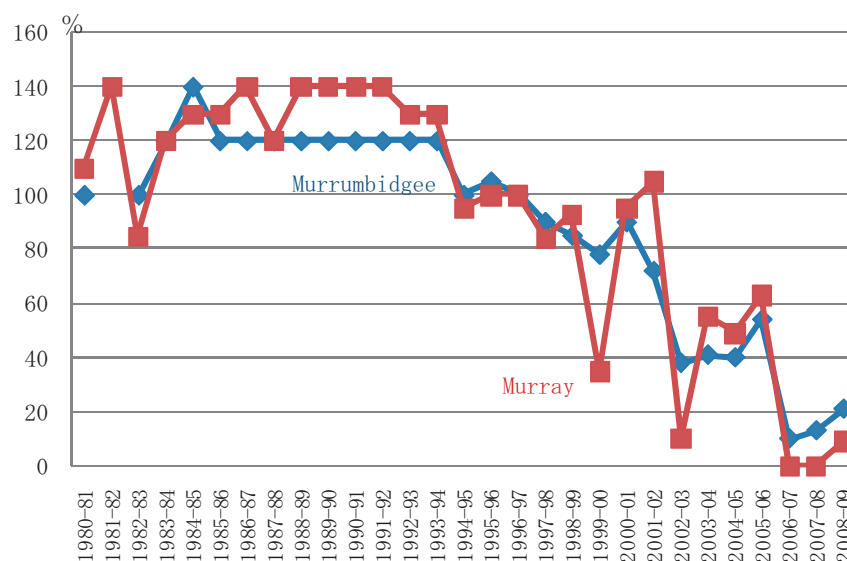
従って、上記枠組みの下での政府の水資源問題への取組も、既存農業地域等において、老朽化した施設の更新等による漏水・逸失の防止、灌漑方式として点滴灌漑の利用や経済的に有利な作目への転換など水利用の効率化、節水などにより、限定された水を無駄にせず効果的に使うことに焦点が置かれている。効率利用のための仕組みを整備する一環として水利権取引、水市場の確立等も課題とされている。2007年1月にハワード首相（当時）が示した「水確保全国計画」も、同年末に発足した労働党政権が打ち出した「未来のための水資源」（Water for the Future）もこの考え方に沿ったものである。

4) コメについて

干ばつにより、灌漑面積は縮小するが、なかでもコメについては際だった影響が見られる。年間100万トンを超える生産能力がありながら、2007-08年度は2万トン弱にとどまった。

これは、コメは全量が灌漑で生産されているところ、その水利権は、用水不足の時には配分を大幅に削減される種類のもの（一般保証度）であり、用水の確保が困難になるからである。また、使用する単位水量当たりの生産額は、野菜・果実など他の灌漑作物に後れをとっているため、水を購入してまでコメ栽培をするメリットがないことも指摘できる。

オーストラリアのコメは現在リヴェリナ地方のみで生産されており、その生産地は、Murrumbidgee Irrigation と Murray Irrigation との2つの配水会社の区域にほぼ収まる。これらの区域では、コメのほかに、小麦等穀物、野菜・果実、ワイン用ブドウの生産、羊・肉牛の飼養が行われている。



第7図 マランビジー及びマレー灌漑地区の水割当率の変化

出典：ニューサウスウェールズ州天然資源省 (<http://www.dnr.nsw.gov.au/index.html>)。

注. 一般保証度 (general security) のもの。

両区域における、一般保証度の水利権に対する水割当の率をみると、近年の低下傾向が明瞭であり、特に最近の3カ年度（2007-08年度及び2008-09年度）では極端に低いことが看取される（第7図）。Murray Irrigationの過去2年間の水使用量は、過去17年間のそれに比べて激減しており、用途別では、その性質上優先的に確保・使用される家畜用等が若干の減少に留まっているのに対して、作物用の使用量、とりわけコメの減少ぶりは著しい（第8表）。

CSIRO（オーストラリア科学・産業研究所）は地球温暖化による気候変動の影響を予測し、マレーダーリング川流域全体で水の利用可能性が2030年に10%強減少するとし、Murrumbidgee地区及びMurray地区に関しては、一般保証度の水利権が100%の水割当を得られる年の確率が、それぞれ現行の50%から45%へ、現行の68%から52%へと低下するとしている（CSIRO(2009)）。

第8表 Murray Irrigation 区域の用途別水使用量

	コメ	1年生牧草	多年生牧草	冬穀物	その他	家畜等	計
1992-03年度～2008-09年度平均	421,156	226,295	108,669	64,371	35,243	12,814	869,299
2007-08年度～2008-09年度平均	1,445	21,622	4,332	7,132	4,070	10,350	49,340

出典:Murray Irrigationホームページ。

このように、リヴェリナ地方でのコメ栽培は、灌漑用水不足によって極端に抑制されており、流域の流量、貯水率ともに低い状態は継続していることから、今後も当面はコメ生産量は低位のままにとどまると考えられる。更に、政府が進める水取引が促進されれば、単位水量当たりの生産額の大きい他の作物に水が移動するとなると考えられ、加えて大量の水を使うコメ栽培は環境保護論者から批判を受けていることもあって、灌漑用水の利用可能性が回復しても、コメの生産量がかつての100万トン台といった水準まで回復しないことも考えられる。

他方、リヴェリナ地方以外では、クイーンズランドのバーデカン地区でのコメ栽培や北部特別地域での試験的栽培が行われたことがあるが、継続しなかった。最近も以下のような新たなコメ生産の試みが行われている。

ニューサウスウェールズ州北部沿岸地域のリズモアでは、灌漑施設はないが、降水量が多く、水分保持力の高い土壌であるので、雨水による稲作が可能とされる。クイーンズランド州中部のエメラルドは灌漑が整備されており、同州中部沿岸地域のマッカイでは灌漑と雨水の利用により栽培が行われる模様である。こうした試験的栽培の一部については、リヴェリナ地方でコメの流通を独占的に行っているサンライス社が支援を行っている。

また、西オーストラリアのオード川流域の灌漑農業地帯でも、2008年、09年にコメ栽培が試みられ2010年には面積を拡大して栽培する計画があり、コメを有望視する生産者もい

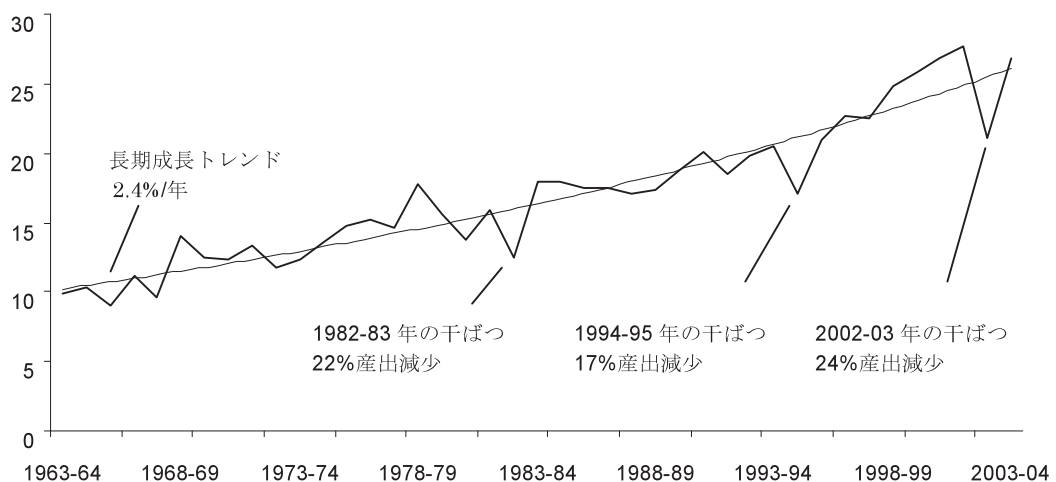
る模様である。オード川流域の灌漑農業地帯では、主としてサトウキビ、ソルガム、野菜・果樹、熱帯木材が栽培されている。全体として 43,000ha を計画しており、これまでに約 12,500ha が完成したあと長らく開発事業は中断していたが、2010 年から新たな拡大が開始されると見込まれている（Ministerial GMO Industry Reference Group on genetically modified cotton in Western Australia (2007) ）。

（４）オーストラリア農業者の経営

１）中長期的トレンド

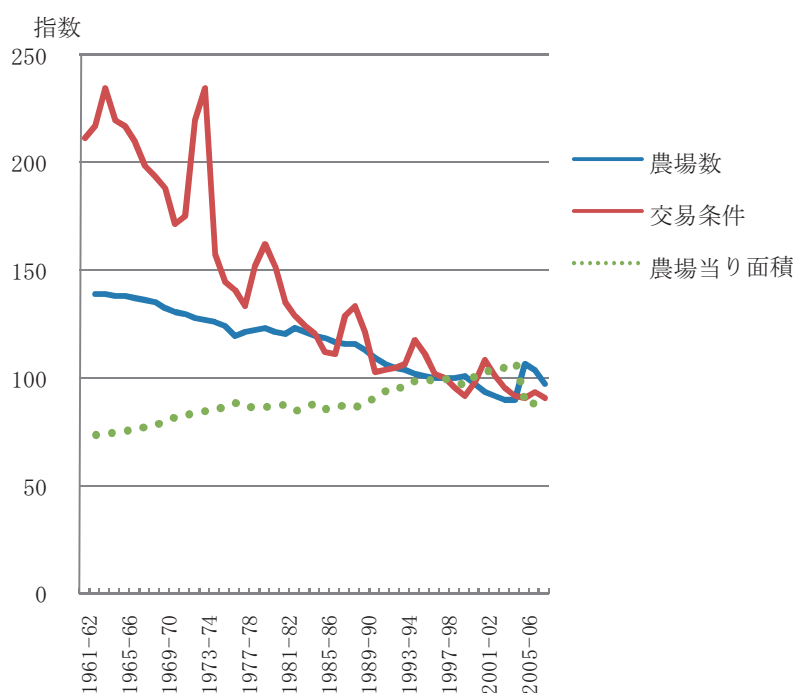
第 8 図に示すように、オーストラリアの農業部門は、数年おきに深刻な干ばつの影響を受けながら、傾向としては成長を続けてきている。

他方で、農家戸数は、長期的に見ると、減少傾向にある。農用地面積はほぼ一定であるので、農家戸数減少に伴い 1 戸当たりの経営面積は拡大してきた。農業の交易条件は悪化する傾向にある（第 9 図）。総生産額から総コストを引いた純農業生産指数も悪化している。オーストラリアにおいても、経営条件の悪化に対し、規模拡大によって対応してきた、という状況が読み取れる。



第 8 図 農業産出額の成長過程

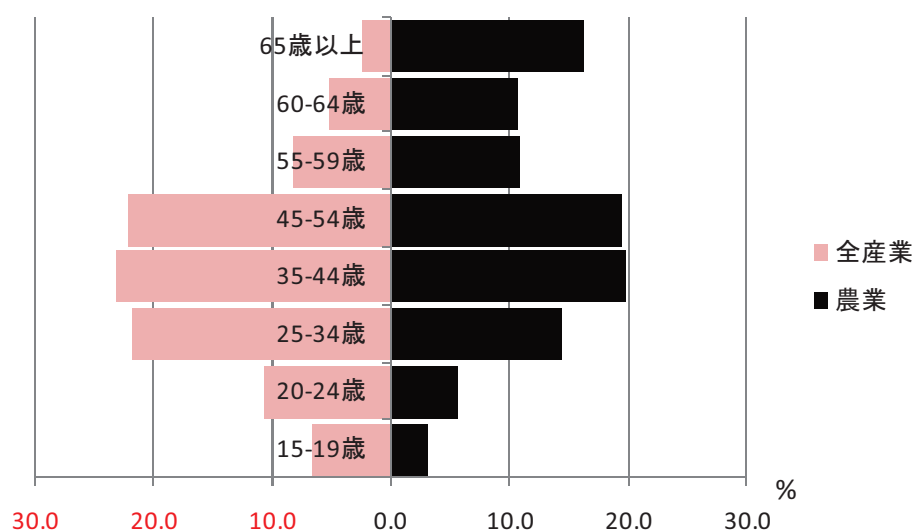
出典. Productivity Commission(2005).



第9図 農場数，一農場当り面積，及び交易条件

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

注．1997-98 年度を 100 とする指数．2005-06 年度に農場数が急増したのは，統計データの取り方が変更されたため（従来は統計局が独自の農場登録簿を作っていたが，それを維持することが困難となり税務局の資料を使うこととなった）．



第10図 オーストラリアの労働力の年齢別構成

出典：ABS, Cat no.6291.55.003, Cat no.6291.55.001.

また、オーストラリアの農業部門では、若年層の新規参入が少なく、近年高齢化が進んでいるとされる。農業従事者の年齢の中央値は 1981 年に 44 歳だったが、2001 年には 51 歳となり、2006 年には 52 歳となって、高齢者の割合が増加している（Productivity Commission (2009)）。第 10 図に示すように、全産業の労働者と対比して、農業では高齢者の割合が多い。これに対して、全国農民連盟（NFF）は、農業の場合は定年がないために経営管理者的な立場で高齢者も産業に留まるのであり、他の産業とは状況が異なると指摘している（Productivity Commission (2009)に対するコメント）。

2）最近の経営状況

第 9 表 穀物農場の経営状況（農場平均）

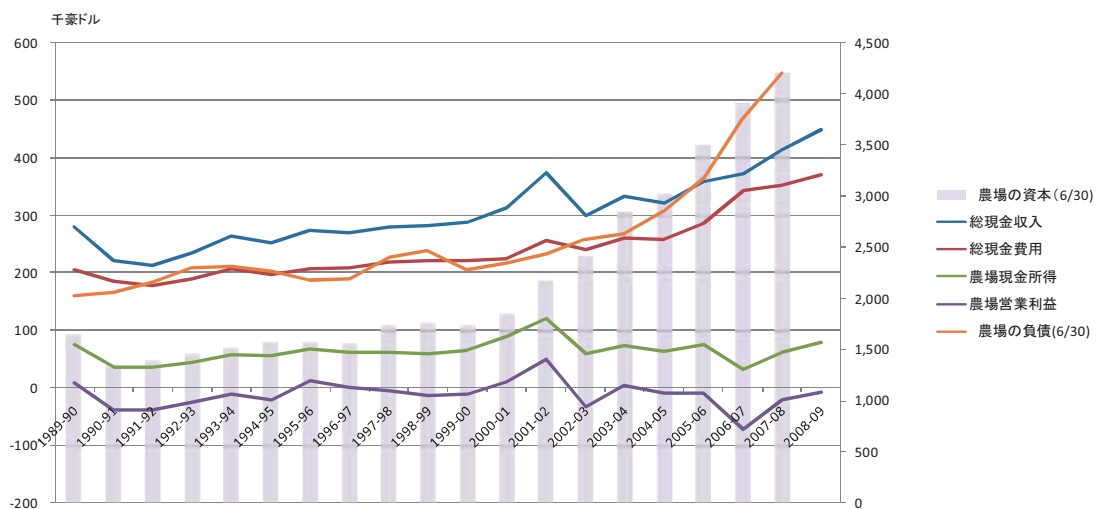
経営成果	単位	2006-07	2007-08	2008-09
総現金収入				
全作物収入	豪ドル	224,890	340,900	415,200
小麦	豪ドル	116,790	178,600	216,600
大麦	豪ドル	46,130	78,800	67,500
ソルガム	豪ドル	9,290	28,600	22,300
豆類	豪ドル	17,630	18,700	4,200
油糧種子	豪ドル	13,184	21,900	27,300
羊	豪ドル	66,040	72,300	71,400
肉牛	豪ドル	117,260	81,800	93,900
羊毛	豪ドル	55,580	54,600	43,100
総現金収入	豪ドル	608,980	659,500	691,300
総現金費用				
契約	豪ドル	20,300	23,700	22,300
農薬	豪ドル	42,400	51,300	54,900
肥料	豪ドル	60,490	80,300	87,400
飼料	豪ドル	35,530	13,500	8,900
燃料・オイル・グリス	豪ドル	47,300	49,600	49,300
手数料・出荷経費	豪ドル	3,570	15,000	15,000
利子支払い	豪ドル	62,450	69,700	50,300
修理・メンテナンス	豪ドル	43,120	41,400	41,700
雇用労働への賃金	豪ドル	15,060	13,600	12,600
総現金費用	豪ドル	550,170	537,800	545,400
農場経営状況				
農場現金所得	豪ドル	58,810	121,700	145,900
農場営業利益	豪ドル	-105,420	8,200	21,300
収益率				
資本評価額を除く	%	-1	2	2
資本評価額を含む	%	6	4	na

出典: ABARE (2009g).

注. 2007-08年度は速報値, 2008-09年度は暫定的推定値.

第 9 表は、穀物を中心とする農場の経営状況である。最近の大干ばつが発生したのは 2006-07 年度であり、続く 2007-08 年度も干ばつに見舞われた。2006-07 年度は、天水で栽培される小麦、大麦等の穀物やカノーラの生産量が半減するなどの大不作となり、農場現

金所得が減少して営業利益は赤字となった。2007-08 年度も厳しい干ばつの被害を被ったものの、生産量は前年度に比べて多少回復し、特にソルガムは豊作であったこと、穀物価格が高水準であったことから、経営状況は改善し営業利益はプラスに転じている。穀物での増収が畜産での減収を上回る形となったので、穀物の割合の多い農場ほど農場経営は良好であった。2008-09 年度は作柄に大きな問題がなかったことから、引き続き経営状況が改善したものと推測されている。ABARE（オーストラリア農業資源経済局）は、在庫率が低いこと、バイオ燃料の推進も背景とした需要の伸びを受け、世界の穀物・油糧種子価格は、今後も当面は高めで推移すると予想している。今世紀に入って減少傾向にあるものの、最近数年は毎年 6%前後の農場が規模の拡大を行っている。



第 11 図 広面積農場の経営指標（酪農除く一戸当たり）

出典：ABARE, Agsurf の Farm Survey Data から筆者作成。

注. 2007-08 年度の豪ドルベース換算の数値。農場の資本は右目盛り。

第 11 図は、穀物のほか肉牛と羊を含む広面積農場（穀物、穀物・畜産複合、羊、肉牛）の最近 20 年間の経営状況の推移である。農場現金所得は、広範な厳しい干ばつにより記録的低位となった 2006-07 年度（平均 32,200 豪ドル）から回復し、2007-08 年度は 62,400 豪ドルとなった。酪農農場でも同様に回復した。2008-09 年度には、広面積農場の農場現金所得は、穀物と家畜の高価格、飼料価格の低下により、更に上昇し 80,000 豪ドルと予測される（広面積農場の冬穀物の生産は対前年 60%増加）。酪農農場では、加工乳製品価格の下落を反映し、低下と予測される。ただし、以上は全国平均であって、農場経済状況が向上したのは、主として西オーストラリア州、ニューサウスウェールズ州北部、クイーンズランド州であり、南部の地域（ニューサウスウェールズ州南部、ヴィクトリア州、南オーストラリア州）では、乾燥状態が続き灌漑用水が不足なことから、農場経済は厳しい状態が続いている。農場平均の事業負債は増加を続けているが、他方で資産額も継続して増加している（ABARE(2009f)）。

このように、干ばつの影響を受けた農場経済は、好調とは言えないものの、営農を継続

する資金にも事欠くといった状態になっているわけではなく、厳しい状況の続く南部の地域でも、2009-10年度の作付面積は従来と変わらない。

なお、オーストラリアの灌漑農地の3分の2が集中し、オーストラリアの農業粗生産額の4割を産出するマレー・ダーリング川流域について、ABAREは、灌漑農場の9%が、今後3年で灌漑面積を拡大する意図を持つ一方、13%の灌漑農場が、灌漑面積の削減の意図を持つと推定する。多くの農場が、水割当の不確実性を、灌漑面積拡大の障害ととらえている（ABARE(2009i)）。

マレー・ダーリング川流域では平年より少ない降水量が続いており、水の割当率も抑制されている。水使用量の減少に対応するためには、灌漑技術への投資が大きな役割を果たすのだが、干ばつが長引き、農業生産や農業売り上げが減少することによって、多くの農場は新たな投資を行う資金が制約されるという状況にある（ABARE(2009k)）。

（５）労働党政権下での農業政策の見直し

2007年末に政権交代によって労働党政権が成立すると、農業政策についても従来の保守連立政権の政策からの変更が行われた。なかでも大がかりな見直しが行われた政策を以下で概観する。政策の変更・見直しは、検疫、干ばつ政策などが見直されているが、その基本に大きな変化はないと言えそうである。他方で、労働党政権は、前政権が米国と歩調を合わせて批准せずにいた京都議定書を、政権発足後ただちに批准し同議定書の枠組みに参加したことが示すように、気候変動による地球温暖化問題への取組に積極的な姿勢を示しており、農業政策もそうした観点からの再編成が行われたとの側面がある。また、農業政策ではないが、農業に影響を与え得るもので、現労働党政権の地球環境問題への姿勢を反映したものとして、排出権取引制度の導入が計画されている。

１）オーストラリアの農業の未来（Australia's Farming Future）

前政権では、農業一発展するオーストラリア（AAA: Agriculture-Advancing Australia）が、干ばつ対策と並び農場への支援策の中心であった。労働党政権のもとでは、AAAのパッケージは終了し、オーストラリアでは、地球温暖化による気候変動で、降水量の減少、気温上昇などで農業生産に負の影響が大きいと予測されていることから、地球温暖化に対応して農業生産者が気候変動に適応するのを支援することをめざす Australia's Farming Futureを発足した。2008年7月1日から開始され4年間にわたる130百万豪ドルの事業であり、以下のようなプログラムからなる。

① 気候変動調査プログラム

温室効果ガス排出の削減、土壌管理の改善、気候変動への対応手法、に焦点を当てて、研究及び農場での導入デモンストレーションを行う。

② 農場準備支援（FarmReady）

気候変動への対応のため、生産者が行う研修・訓練等への補助。

生産者等が認可を受けた訓練コース（生産者が気候変動に適応し自立性と準備を整える

ためのもの)に参加する場合その費用の一部を補助するものと、生産者団体・天然資源管理団体が気候変動の影響に対応する戦略を開発する事業に補助するものがある。

③ 気候変動適応プログラム

気候変動の悪影響に対処する生産者への支援。農場計画、事業・リスク管理、気候変動についての理解のための訓練・助言・評価を受ける場合に補助するもの、離農を決意した農家に対する補助、情報提供・相談、がある。

④ 一時的所得支援

上記③のプログラムに参加している生産者で、財務的に困窮しているものが、1年間を限度として受給可能な社会保障並みの給付。

⑤ 共同体ネットワーク及び能力の開発

前政権で行われていた AAA の各種プログラムの多くが形を変えて AFF に取り入れられたかっこうになっており、例えば「FarmReady」は、農業者の経営能力向上の教習・訓練トレーニングに対する補助であり、AAA の「FarmBis」の後継プログラムと位置づけられる。また、AAA の一部であった農場経営管理基金 (Farm Management Deposits) は、AFF には位置づけられていないが、別途継続している。

2) 干ばつ政策レビュー

労働党政権は、2008 年前半から包括的な全国干ばつ政策レビューを開始した。現行の干ばつ対策の枠組みは、1992 年に開始されたものであり、20～25 年に一度の異例な事態 (EC) の発生地域として指定されたところを対象に支援を行うものである。このレビューは、①将来の気候パターン等の科学的検討、②干ばつの社会的影響の評価、③干ばつ支援方策の経済的評価、という 3 つの独立した分野からなり、それぞれ気象庁・CSIRO、専門家パネル、生産性委員会、が実施した。

このなかで、干ばつ対策の効果について評価した生産性委員会は、2008 年 10 月 30 日にレビュー報告書の案を公表し、一般のコメントを受けた上で、2009 年 2 月 27 日に、最終報告書を提出した (公表は同年 5 月 12 日)。

2008 年 10 月時点の案では、干ばつ対策としての生活費等補助を速やかに廃止すべきことを指摘していたが、農業関係者からの反対コメントもあり、最終報告では、新たな一時的所得補填の施策が開始されるまでの間、当座の措置として同補助を継続するとし、やや緩やかな提言となった。ただし、全体としては、以下のような指摘がなされ、厳しい評価となったことに変わりはない。

- ・ 大部分の農家は干ばつ支援を受けることなく対処できている。
- ・ 干ばつ支援施策は農家の自立、気候変動対応準備を改善するのに役立たない。
- ・ 利子補給金は効果が無く、むしろ劣悪な経営管理を助長する
- ・ EC の発生地域に限定される世帯救済支給は、他地域の困窮者を無視しており、別の施策に転換すべき。

- ・ EC の発生地域の指定手続きは公平を欠き、不要。今後は、廃止すべき
- ・ リスク管理の一義的担い手は農家である。政府の関与は、農家の管理能力と自立を高めること、研究開発、普及、専門家の助言、訓練などに向けるべき
- ・ 農場経営管理基金は有効であり継続すべき
- ・ EC の発生地域に指定された場所に対する干ばつ政策という枠組みはやめ、Australia's Farming Future の対象拡大により置き換えるべき。

これまでの干ばつ対策の内容は、農業退出者への補助金、所得支援、利子補給、小規模事業者への補助（所得支援と利子補給）、専門家の助言・計画立案の補助であり、干ばつ宣言が出された地域に発動されるが、その支援内容は、かつての AAA に似たものである。AAA の後継プログラムと位置づけられる AFF は、離農補助も盛り込まれたことから、更に干ばつ対策に近い内容になったと考えられる。干ばつ対策にあつて AFF にはないのは、利子補給だが、利子補給はむしろ負の効果があるとしてレビューで否定的評価を下されている。

このように、干ばつ支援策の見直しは、従来の支援策の基本的なメニューは維持しつつ、EC 指定の有無にかかわらず、支援を必要とする農場を対象として補助するものとする、すなわち発動要件の考え方や施策の対象範囲を変更するものととらえることができる。レビューの一部である将来の気候パターン等の科学的検討が、今後は干ばつの頻度が増加するとの予測を報告していることを受け、「20〜25 年に一度の異例な事態（EC）」という基準が実情にそぐわなくなることと合わせた見直しである。

3) 検疫・バイオセキュリティ政策の見直し

オーストラリアは、口蹄疫、狂犬病、BSE などが存在せず比較的清浄な状態にあるとともに、他の大陸から海を隔てている地理的特性などから独特の動植物が生息する。病害虫の侵入はオーストラリア経済にとって重要な農業生産と農産物輸出に打撃を与えるおそれがあることから、これを防止するため、また、ユニークな生態系を維持するとの観点から、厳しい検疫体制をとっている。

検疫を規定する法制は、1908 年検疫法（Quarantine Act 1908）、並びに 2000 年検疫規則（Quarantine Regulations 2000）などこれに付随する法令である。検疫、バイオセキュリティに主として関わる機関は、BA（バイオセキュリティ局）及び AQIS（オーストラリア検疫検査局）であり、いずれも農水林業大臣のもとにある。BA は、病害虫侵入のリスク分析など科学的な検疫評価、政策や検疫の実行に関しての助言を行い、AQIS は、海外からの病害虫の侵入を防ぐために国境での検疫管理を実施するほか、動植物の健康状態や食品安全に関しての輸入検査や輸出検査・輸出認証を行う。AQIS の職員数は約 3,300 人であり、農水林業省職員全体の約 7 割を占める。

ところが、これだけ検疫等が重視されているにもかかわらず、2007 年 8 月に馬インフルエンザが侵入し、馬の移動の禁止や競馬の中止などの混乱を生じたことから、検疫措置等の問題点が指摘され、検疫制度の見直しが行われることとなった。

2008 年 2 月に見直しの検討を行うパネルが設置された。パネルが募集した公衆からのコメントは、290 件が寄せられ、会社、団体等のほか、オーストラリアの政府や外国政府からの提出もあり、個人名のコメントも 43 件あって、この問題の関心の高さを伺わせる。

パネルの報告書は 2008 年 9 月 30 日に、バーク農水林業大臣に提出され、その後、公表された。

上記報告書は、国際的な人・物の流れの拡大等によりバイオセキュリティの困難度が増している中で、オーストラリアは良好な制度を有しているものの、なお大きな改革を必要としているとして、バイオセキュリティについて、リスク評価と監視を含む統合されたものであること、科学的証拠と精密な分析によるリスク評価、各政府・業界・一般社会の責任共有、という 3 原則が重要であることを強調している。

改善勧告が 84 項目にわたって示され、そこには、緊急時対応に際しての連邦政府の主導など連邦政府と州政府との間の連携・責任分担をより適正化するために新たな全国バイオセキュリティ合意を策定すること、新たなバイオセキュリティ法を制定すること、現在農水林業省の BA, AQIS, 品質・動植物保健衛生局などが行っているバイオセキュリティ関連業務を一括して担当する独立の新組織全国バイオセキュリティ庁を設置すること、バイオセキュリティ関連の予算等を拡充すること、官民の責任共有体制を適正化すべく参加業界の範囲を拡大して病虫害対応への責任と費用を分担すること、などが含まれている。

報告書の公表と同時にバーク農水林業大臣から発表された政府の反応（2008 年 12 月 18 日）は、抜本的なバイオセキュリティの改革を求める報告書に基本的に合意し、その勧告を実施に移していく、というものであった。新法の制定、全国の政府間での新たな合意、組織の改編などを含む改革であり、時間を要するかもしれないが、今後順次検討され実施に移されていくと考えられる。

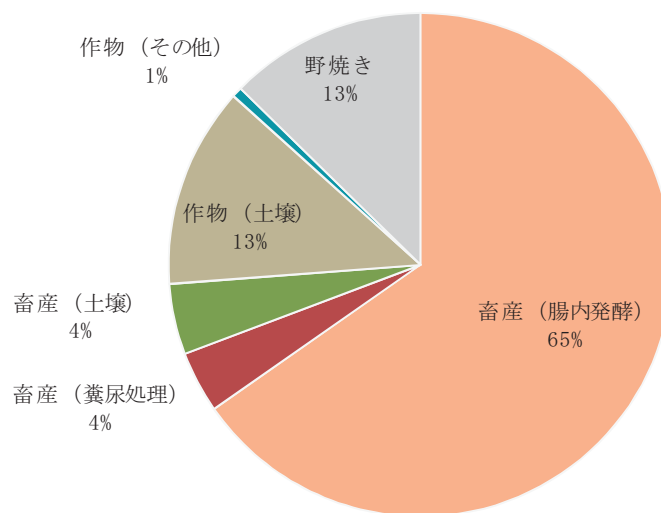
「独立の新組織全国バイオセキュリティ庁」の設置に関しては、2009 年 7 月 1 日に、農水林業省内に、新たな組織として、Biosecurity Services Group が置かれた。これは、AQIS, BA, 品質・動植物保健衛生局のバイオセキュリティ関連部署等の機能を統合するものであり、包括的見直しの第一歩とされている⁽¹⁾。

労働党は 2007 年の総選挙において与党（当時）を批判する材料として検疫問題を取り上げていたことから、政権交替と検疫・バイオセキュリティー政策見直しとが関連しているとは言えよう。ただし、馬インフルエンザの侵入⁽²⁾がなければ、検疫政策の見直しが選挙の争点となったかには疑問が残る一方、政権交代がなくても見直しが行われたことも十分に考えられる。

4）炭素汚染削減制度（Carbon Pollution Reduction Scheme）

オーストラリア政府は、2009 年 5 月 4 日に温室効果ガス（GHG）排出の削減について新たな目標を発表し、二酸化炭素換算での濃度を 450ppm 以下にすることを可能とする世界的包括的行動が行われるとの条件のもとで、2020 年までに 2000 年比で 25%削減するとした。また、2050 年までの 60%削減も目標として掲げている。

目標達成の方法の一つとして、炭素汚染削減制度（Carbon Pollution Reduction Scheme）を構築し、排出枠取引制度（ETS）を導入する計画である。毎年、1 トン単位で、取引可能な GHG 排出枠（排出許可）を発行するという仕組みであり、その総量はその年の総排出限度量となる。対象となる個々の事業者は、排出する量の分だけ、排出枠を購入する。排出枠の価格は市場に委ねられるが、最初の1年（2011年7月～2012年6月）は10豪ドル/トンとし、2014-15年度まで価格上限（当初40豪ドルで毎年5%上昇）が適用される。また、「EITE 補助」として、排出量が多く国際競争下にある産業（EITE 産業）に一定量（特に影響の大きい EITE 産業に 90%，それ以外の EITE 産業に 60%）まで無料で排出枠を供与するという優遇措置が設けられ、家計に対しても、CPRS による物価上昇分に合わせて年金その他の支給増額、燃料価格上昇に対応した燃料税軽減により支援が行われる（DCC(2009)）。



第12図 発生源別の温室効果ガス排出割合

出典：ABARE(2009j), DCC（気候変動省）National Greenhouse Gas Inventory のデータから作成。

農業部門からは主に畜産の腸内発酵（メタンガス）の形で GHG を排出しており（第12図）その量は90百万トン（CO₂換算）と、オーストラリアの GHG 全体の16%に相当する。

農水林業省の経済研究機関であるオーストラリア農業資源経済局が、CPRS が農業に与える影響について検討・試算を行っている。まず、農業生産コストと産出に与える影響に関して、2015年に農業も CPRS の対象となることを想定し、農業部門への政府支援や外国の排出権取引の導入について一定の仮定を置いて試算し、GHG 排出量の大きい畜産部門では作物部門に比べて生産コストの上昇が大きく、生産量は畜産部門で減少し穀物部門では増加するとの結果を示している（ABARE(2009j)）。

また、CPRS 導入による、農業生産額、農場現金所得への影響の検討では、農業関連の投入財やサービスの価格が上昇することなどを通じた農業の生産額や収益への影響を考慮

し、2015 年に農業も CPRS の対象となる場合と引き続き農業が除外される場合とを試算している。第 10 表の試算結果で転嫁あり、転嫁無しというのは、農産物加工業者がそのコスト増加分を農場に転嫁する場合と、しない場合とを意味し、排出権価格を 28 豪ドルと想定している。ここでも、農業が非対象で転嫁無しの場合を除いて、畜産部門の方が穀物部門よりも所得の減少が大きくなることが示されている。そして、いずれの部門でも、農業が CPRS の対象とならない場合の方が所得の減少幅が小さいとの結果である (ABARE(2009h))。

第 10 表 CPRS が農場現金所得に与える影響 (2015 年)

(%)	農業が非対象		農業が対象となる	
	転嫁有り	転嫁無し	転嫁有り	転嫁無し
小麦その他の穀物	-8.5	-4.8	-9.3	-5.7
穀物・畜産複合	-10.3	-5.8	-13.0	-8.5
羊	-11.4	-6.9	-16.7	-12.2
牛肉	-13.6	-4.6	-22.4	-13.3
羊・肉牛	-9.7	-4.3	-15.9	-10.4
乳牛	-10.2	-4.2	-12.0	-6.0

CPRS は 2011 年 7 月 1 日から開始をめざしており、主要な GHG 排出源が対象とされるが、農業は開始時点でこの枠組みに含まれず、2015 年から導入するか否かを 2013 年までに判断することとなっていた。そして関連法案が、2009 年 5 月 14 日、連邦議会下院に提出され、同年 6 月 4 日に下院を通過したが、上院で 8 月 13 日に否決された。この直後に、関連法案のうち再生可能エネルギーの利用拡大に関する法案は切り離して進めることとなり、修正の上、8 月 20 日に可決となった。8 月 13 日に CPRS 関連法案が否決となった背景は、緑の党は目標がなお手ぬるすぎるとし、逆に保守連合は、オーストラリアの事業者にとって不当に重い負担となる、施行を遅らせるべきとするなど、多岐にわたったと報じられている。同年 12 月にも、再提出の法案が上院で保守連合と緑の党の反対により否決されたが、ラッド政権は、2010 年に改めて議会通過を図る方針である。

農業部門は、CRPS の導入に消極的である。農業者や地方の利益を代表する国民党は、農業等の地方や地方の雇用に負担となる法案には反対するとし、NFF (全国農民連盟) は、農業は CRPS の枠組みに 2015 年以後も含められるべきでない等を主張している。関連法案の再提出のための調整過程で 2009 年 10 月、農業は 2015 年以後も CRPS の対象とされないこととなった。

(6) オーストラリアにおける GMO (遺伝子組換え作物) の状況

1) GMO の栽培状況とモラトリアム

オーストラリアでは、遺伝子技術法（GT 法）に基づき、遺伝子技術規制官（GTR）が、商業栽培のほか、試験栽培等も含め GMO の環境放出についての許可を行う。許可のない栽培は違法とされる。

従来、オーストラリアで商業栽培の認められている GM 作物は綿花のみであったが、2003 年以後、除草剤耐性の GM カノーラが遺伝子技術規制官から商業栽培を認可された。このほか、食用ではないが、GM カーネーションの商業栽培、最近では GM バラの商業栽培も認可された。

しかしながら、国内消費者が持つ GMO に対する懸念と、生産者にも GMO 栽培により非 GMO を求めるプレミアム市場を失うのではないかとの懸念があったことから、クイーンズランド州、北部準州を除く各州政府は GMO のモラトリアム（商業栽培禁止措置）を導入した。このため、綿花に関しては、ニューサウスウェールズ州がモラトリアムの対象外としたことから、主産地であるニューサウスウェールズ州及びクイーンズランド州で広く害虫耐性、除草剤耐性の品種が栽培され、作付面積の 9 割が GM 綿花になっているのに対し、GM カノーラは商業栽培が行われない状態が続いていた（モラトリアムのないクイーンズランド州、北部準州ではカノーラを栽培していない）。然るに、後述するようにニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州では 2008 年作付から GM カノーラが解禁され、西オーストラリア州でも、2010 年から商業栽培解禁に至った。

第 11 表 州政府の GMO モラトリアム（商業栽培の禁止）の状況

州	モラトリアムの内容	商業栽培可能なGMO
ニューサウスウェールズ	2007年末、モラトリアムを解除	綿花、カノーラ、カーネーション、バラ
ヴィクトリア	2007年末、モラトリアムを解除	綿花、カノーラ、カーネーション、バラ(綿花の生産実績なし)
西オーストラリア	全てのGM作物	カノーラ:2010年1月、モラトリアムの適用除外に指定 (綿花:2008年12月以後、オード川灌漑地域に限りモラトリアムの適用を除外)
南オーストラリア	全ての食用・飼料用GM作物	カーネーション、バラ
タスマニア	全てのGM作物	—
首都特別地域	全ての食用・飼料用GM作物	カーネーション、バラ
クイーンズランド	モラトリアムなし	綿花、カノーラ、カーネーション、バラ(カノーラの生産実績なし)
北部準州	モラトリアムなし	綿花、カノーラ、カーネーション、バラ(カノーラの生産実績なし)

オーストラリア連邦政府は、かねてから GMO 導入推進の立場で、その導入に向けた地ならしを行ってきた。農業関係者の間でも、GMO 導入への懸念よりも、GM 作物を大規模に生産するアメリカ、カナダ等に後れを取らないためにこれを積極導入すべきとの認識が次第に強まった。そしてついに、2007 年末に、ヴィクトリア州とニューサウスウェールズ州ではモラトリウムを見直し、2008 年作期から GM カノーラの栽培が行えることとされた（第 11 表）。

ニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州が GMO の商業栽培を解禁した結果、オーストラリアでの GMO 栽培は、比較的マイナーな作物である綿花のみであった状態から、相対的に栽培規模の大きいカノーラに拡大した。更に、生産がクイーンズランド州とニューサウスウェールズ州の 2 州に限られている綿花と異なり、カノーラは同 2 州に加えてヴィクトリア州、西オーストラリア州、南オーストラリア州、タスマニア州でも栽培されている（第 12 表）。すなわち、GM カノーラが突破口となって、GMO 栽培がオーストラリアの主要穀物生産州全体に広がる可能性がある。

第 12 表 カノーラと綿花の栽培面積

(カノーラ栽培面積)							千ha
	NSW	Vic	Qld	WA	SA	Tas	合計
2005-06	194.0	191.0	1.0	437.0	147.0	1.0	971.0
2006-07	283.0	179.0	2.0	411.0	177.0	1.0	1,052.0
2007-08	240.0	270.0	2.0	595.0	173.0	1.0	1,214.0
2008-09	331.0	251.0	4.0	892.0	191.0	2.0	1,670.0
(綿花栽培面積)							千ha
	NSW	Vic	Qld	WA	SA	Tas	合計
2005-06	214.3	0.0	121.2	0.0	0.0	0.0	335.5
2006-07	108.7	0.0	34.9	0.0	0.0	0.0	143.6
2007-08	41.2	0.0	21.4	0.0	0.0	0.0	62.7
2008-09	88.0	0.0	76.0	0.0	0.0	0.0	164.0

出典：ABARE(2009d).

これまでのところ、世界で商業栽培が広まっている GMO は、トウモロコシ、大豆、綿花、カノーラ等である。オーストラリアにとって中核的な主要穀物である小麦、大麦については GMO の商業栽培は行われていないが、将来、小麦、大麦について商業栽培が世界的に導入される場合に後れを取ってはならないというのが政府、農業界の考え方である。主要生産州で GM カノーラ栽培が認められることは、GM 小麦、GM 大麦の導入に到るまでのステップの一つとも位置づけられよう。こうした観点から、なおモラトリウムを維持している州の、今後の動向が注目される場所である。タスマニア州は 2009 年 5 月に、南オーストラリア州は 2008 年 4 月に、既にモラトリウムを維持する意思を明らかにしているが、西オーストラリア州には以下に述べるような動きが見られ、今後の動向が注目される。

2) 2008 年の GM カノーラ栽培状況と 2009 年にかけての動き

(i) ニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州のカノーラ

モラトリウムが解禁されたニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州では、その初年度である 2008 年から GM カノーラが実際に作付けられた。ABARE が 2008 年 4 月に発表した GM 作物導入の経済的な効果の試算では、導入初年から対象作物が全て GMO に切り替わる設定としている（ABARE(2008d)）が、現実はそのようにはならなかった。導入初年である 2008 年は、栽培農家も慎重なうえ、種子の供給の準備期間も短かったことから、GM カノーラの作付け比率は限定的だった。GMO に関する認識を高めるために業界主導で発足した組織であり、基本的に GMO 推進の立場に立っている Agrifood Awareness の資料によれば、2008 年は、108 の生産者が 9,600ha で GM カノーラを作付け、9,200 トンを収穫した。これは、2 州のカノーラ栽培面積の 2% に過ぎない。品種はいずれも除草剤耐性のもの（Roundup Ready）であった。2009 年には、GM カノーラ作付け農家は約 300 戸、作付面積は前年の 4 倍の 41,000ha になると見られている。

今後 GM カノーラの作付けが大きく拡大するかどうかは、2 州での実績に対する農家、関係業界、消費者等の反応によっても左右されると考えられるところ、GM 解禁初年度の評価等として以下のようなものがある。

まず、穀物研究開発会社（GRDC）が 2008 年に GM カノーラの試験栽培及び商業栽培を行った農家のケーススタディを行った。その結果、生産者が GM カノーラを選択した第一の理由は、除草剤耐性のある雑草への対策であり、他に、新技術への関心、柔軟な作業（ほとんど耕起せず早期に播種できる）、収量増加（特に除草剤耐性の非 GM 品種に比べ）、害の少ない除草剤を使えること、残留除草剤が少ないこと、収益増進、といったことを挙げている。生産者が栽培経験後に GM カノーラのプラス面として報告したのは、雑草制御に優れる、散布システムが簡単、除草剤の選択肢がある、不耕起でできる、非 GM の除草剤耐性品種に比べ除草剤費が少なく済む、害の少ない除草剤を使える、といったことである。収穫量に関しては、一部の生産者から収量増大が報告されたが、試験栽培の結果では、他の非 GM 品種に比べ収量に差は出なかった。（GRDC (2009)）

また、関係業界は、2007 年 7 月、"Delivering Market Choice with GM Canola" という業界の立場を表明している（穀物供給チェーン業界 29 団体が署名）。市場の需要を満足するため分別流通を行うことを約束したものである。2009 年 4 月には、油糧種子業界団体である Australain Oilseed Federation が、新たなカノーラ基準（Canola standard）を発表した。これは、分別流通を確保するため、「非 GM カノーラ」という区分を新たに設けたものである。GM に着目した場合、「GM と非 GM のカノーラが区別されていないもの」と「非 GM カノーラ」の 2 つのカテゴリーとなる。後者においては、認可された GM カノーラの混入が 0.9% まで容認される。

（ii）西オーストラリア州の動向

西オーストラリア州では、モラトリウムの根拠法のレビューを行っていた状況の中で、州農業大臣は、2008 年末にオード川灌漑地域について GTR により商業栽培が許可された GM 綿花の栽培を許可した。また、同年 12 月には、2009 年作期に、20 農家で 1,000ha の GM カノーラの商業規模の試験栽培を許可すると表明した。その後、農家の試験 17 カ所、

研究試験 3 カ所の計 20 カ所、854ha で栽培されることとなり、2009 年 5 月以降 GM カノーラが作付けられた。モラトリウム解除を先取りするかのような州政府のこの動きに対して、野党や環境団体、地方政府が反発したが、州政府は 2010 年 1 月、GM カノーラをモラトリウムの適用除外に指定する措置をとり州内一般での栽培を可能とした。

なお、オード川灌漑地域は、現在 12,500ha が整備されている。1970 年代以後新たな開発が止まっていたが、近年、最終的な目標 43,000ha に向けての事業が検討されている。GM 綿花は、サトウキビとの輪作作物として期待されているもようである。1970 年代にも綿花栽培が行われたが、虫害が著しく、殺虫剤の大量散布が必要となったこと、殺虫剤による環境悪影響が問題となったことから、1975 年に栽培は打ち切られた。虫害を避けるために栽培時期をずらし、GM 綿花（Bt の Bollgard II）と組み合わせることで殺虫剤散布を減らすことができると考えられている（害虫耐性 GM 綿花といえども、一部の害虫にしか効果がないので、殺虫剤散布をゼロにはできない）（Stephen Yeates 他及び Ministerial GMO Industry Reference Group on genetically modified cotton in Western Australia(2007)）。

ただ、GM 綿花は解禁されたが、綿花の価格低迷のため作付け意欲のある農家が出るかが疑問視されており、実際にどの程度栽培されるかは不明である（栽培時期は 10 月～翌年 4 月頃）。

（7）オーストラリアへの外国の農業投資

1）外国投資に関する仕組みと投資概況

オーストラリアは外国投資を奨励しており、その外国投資制度は概して透明で自由である。ただし、一定の機微な部門には制限があり、外国投資が国家利益に反しないことを確保するため外国投資検討ボード（Foreign Investment Review Board（FIRB））による事前審査を受ける必要がある。国家利益に反すると考えられる提案は、財務官が、Foreign Acquisition and Takeover Act 1975（FATA）に基づき拒否する。

事前認可を必要とする外資投資案件の種類は以下の通りである（メディア、金融業、民間航空など特定の業種に係るものを除く）（シドニー商工会議所(2009)）。

- ・ 資産額が 2.19 億豪ドルを超える既存オーストラリア企業の多数株・権益の買収及びオーストラリアでの資産額が 2.19 億豪ドルを超える在外海外企業の買収
- ・ 外国政府・同関連機関による直接投資
- ・ 第一次産業（農林水産業）が行われていない土地の所有権買収

事前認可の要否の敷居値は時とともに大きくなっており、最新の 2.19 億豪ドルという敷居値は 2009 年 9 月から適用となったものである。従来は類型別に 1 億豪ドル、2 億豪ドル、1.1 億豪ドル等と細かく分かれていたのが、最大の金額に合わせて簡素化されたものであり、事前承認が不要となる範囲が拡大した。また、10 百万豪ドル以上の新規事業の設立には事前通知を必要とされていたが、その必要はなくなった（第 13 表）。

なお、2004 年に発効した豪米自由貿易協定により、米国の投資家は他国の投資家よりも優遇され、機微な部門を除いて事前承認等の敷居額が、高く設定されている。米国からの

投資に関して指定される機微な部門は、報道、通信、運輸、国防、軍事利用可能な物・技術、暗号・保安技術、ウラニウム抽出、核施設の運転であり、これらは、外国投資について法的制限の課される「国家利益」の問題を生じる分野と対応する。米国の民間投資家によるオーストラリアの金融機関の買収は、Financial Sector Act 1998 の対象となり、FATA の審査の対象とはならない。

国家の利益は、法律には定義されていないが、現行の国家政策及び法律、国家安全保障、経済発展といった要素について検討されることとなっている。住宅などの不動産部門は、機微なものと捉えられており、認可に際しては原則として条件を付けるなど、審査の基準が細かく定められている。それ以外の部門では、機微な部門とされている金融、民間航空、空港、海運、メディア、通信を別として具体的な審査基準は明示されていない。

第 13 表 外国投資に課される条件と制限

外国人投資家一般に対して	米国の投資家に対して
事前の承認・通知を要する活動： 総資産 2.19 億豪ドル^(注)を超える既存のオーストラリアの事業の実質的な経営権の買収、又は 2.19 億豪ドル^(注)を超える価値のある事業の提案の場合、並びにオーストラリアにある子会社ないし資産額が 2.19 億豪ドル^(注)を超える外国会社の買収。	事前の承認・通知を要する活動： 総資産 9.53 億豪ドル（額は毎年調整される）を超える既存のオーストラリアの事業の実質的な経営権の買収（指定された機微な部門を除く）。 以下に指定する機微な部門のオーストラリアの事業の実質的な経営権の買収で 2.19 億豪ドルを超えるもの^(注)：報道、通信、輸送、軍への財・サービスの提供、軍事利用可能な財・技術、暗号・保安技術、ウラン・プルトニウムの抽出、原子力施設の運転。 FATA の審査からは除外され Financial Sector Act 1998 により審査される既存のオーストラリアの金融機関の、実質的な経営権の買収。
規模の如何によらず、外国政府又はその機関による直接投資。	同左。
都市の土地の利益（賃貸、融資・利益共有取り決め、都市の土地の会社や信託の経営権取得を通じて得る利益を含む）の買収；開発済みの非居住用商業不動産で歴史遺産登録されている場合は 5 百万豪ドル以上のもの、開発済みの非居住用商業不動産で歴史遺産登録されていない場合は 50 百万豪ドル以上のもの、価格の如何によらず宿泊用施設、価格の如何によらず空き不動産、価格の如何によらず住	同左。ただし、開発済みの非居住用商業不動産の買収の場合の敷居値は 9.53 億豪ドル（額は毎年調整される）^(注)となる（米国政府により管理されるもの以外の米国の投資家によるものに限る）。

宅。

通知を必要とするか否かが明確でない提案。 同左。

出典：WTO(2007)をもとにその後の制度改正を加えてとりまとめ。金融、民間航空、空港、海運等の部門に特定の
な外国投資制限については割愛。

注。額は物価上昇率に応じて毎年調整される。

2007/08 年度には、7,855 件の外国投資提案について事前審査の決定がなされ、その 99.8% が承認された（決定に到る以前に申請が撤回されたものは除いている）。金額としては約 1,920 億豪ドルにのぼる。拒否されたものは、居住用不動産関連であり、2001 年以来事業提案で拒否されたものはない（2001 年 4 月に、Shell による North West Shelf LNG プロジェクトの排他的管理権の買収計画が拒否された）。

外国投資案件の審査・認可の結果をみると、1997-98 年度から 2007-08 年度までの 11 年間で認可を拒否された案件は、件数で全体の 1.36%、金額で 0.88% である。2005-06 年度から 2007-08 年度までの 3 年間でみると、件数で全体の 0.47%、金額で 0.05% である。ほとんどの申請は認可されていることになる（第 14 表）。

なお、ここで挙げている数値は、事前認可の対象となる投資に限られ、1 億豪ドルといったかなり大規模な投資であっても事前認可の対象とならないものは把握されていないことに留意する必要がある

第 14 表 オーストラリアへの外国投資の事前認可審査の状況

	件、10億豪ドル										
	1997-98年度	1998-99年度	1999-00年度	2000-01年度	2001-02年度	2002-03年度	2003-04年度	2004-05年度	2005-06年度	2006-07年度	2007-08年度
無条件で認可の件数	1,694	1,724	1,170	1,003	1,041	1,105	995	1,127	1,386	1,520	1,656
条件付きの認可の件数	2,567	2,918	2,737	2,298	3,405	3,562	3,452	3,233	3,800	4,637	6,185
認可件数の合計	4,261	4,642	3,907	3,301	4,446	4,667	4,447	4,360	5,186	6,157	7,841
不認可の件数	114	112	96	46	77	80	64	55	37	39	14
無条件で認可の投資額	54.3	56.4	56.3	80.0	70.2	53.5	58.9	60.4	72.5	140.3	162.6
条件付きの認可の投資額	25.2	10.7	21.7	26.3	47.7	32.2	40.1	59.1	13.3	16.1	29.3
認可の投資額合計	79.5	67.0	78.0	106.3	117.9	85.7	99.0	119.5	85.8	156.4	191.1
不認可の投資額	0.1	0.2	0.1	9.7	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2

出典：外国投資検討ボード(FIRB)年次報告各年。

2) 農業関連の外国投資

(i) 農業関連の外国投資の事前認可の状況

外国人が農用地や農産加工業など農業関連の投資を行う場合を考えると、農用地や農産加工業を保有する既存オーストラリア企業の実質的経営権や外国企業の買収、新規企業の設立、農用地の場合には投資額が 2.19 億豪ドル以上の場合に外国直接投資の事前認可を得ることが必要であり、農用地以外の土地（農産加工工場の用地など）の買収の場合にはより低い投資額の場合にも事前認可を得ることが必要ということになる。また、外国政府・同関連機関による買収の場合は、金額にかかわらず外国直接投資の事前認可を得ることが必要である。

農業、農産加工業部門の外国投資の事前認可の状況をみると、第 15 表のとおりである。

2000-01 年度から 2007-08 年度の間に認可された投資のなかで、農林水産業が占める割合は、件数において 0.1～0.3%である。投資額については、2006-07 年度までは 0.01～0.4%という水準であったが、2007-08 年度は 1.3%と急上昇した。1 件で 10 億豪ドルを超える投資があったことが寄与しているもようである。製造業に含まれる飲食品・タバコ製造業の外国投資については、2002-03 年度から 2007-08 年度の間に認可されたものは、外国投資全体に対して、件数で 0.1～0.4%、投資額で 2～6%程度となっている。

第 15 表 オーストラリアへの外国投資の部門別事前認可の状況

	2000-01年度		2001-02年度		2002-03年度		2003-04年度		2004-05年度		2005-06年度		2006-07年度		2007-08年度	
	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額
農林水産業	10	435	5	178	5	97	7	783	11	544	2	8	4	104	11	2,488
鉱業	75	23,770	60	19,164	54	11,505	63	10,391	69	33,501	76	19,749	141	32,279	173	64,275
資源加工業	7	865	12	4,766	10	5,240	4	137	0	0	0	0	8	3,660	3	221
製造業	84	21,911	62	16,347	73	21,717	56	23,056	54	22,117	61	13,687	82	62,847	48	31,273
うち飲食品・タバコ					12	5,300	10	2,300	13	6,840	14	5,310	22	6,330	10	7,210
金融・保険業	39	14,785	31	13,151	24	6,632	23	2,650	27	11,232	39	6,196	38	5,635	39	9,198
サービス業(観光業を除く)	167	31,118	90	49,061	82	23,336	111	34,782	119	30,458	111	27,136	116	28,930	109	35,719
観光業	42	786	46	946	42	1,723	40	1,472	54	716	57	2,768	68	1,543	38	3,202
不動産業	2,810	12,653	4,043	14,294	4,257	21,881	4,059	25,705	3,949	20,905	4,755	16,209	5,612	21,389	7,354	45,502
計	3,234	106,341	4,349	117,907	4,547	92,131	4,363	98,975	4,283	119,473	5,101	85,751	6,069	156,387	7,775	191,879

出典：外国投資検討ボード(FIRB)年次報告各年。

注：認可件数には、新たな投資額のない会社の再編を除く。

2009 年の報道では、ドバイに本拠を置く IFFCO グループがオーストラリア最大の牛肉会社 AACo の 20%（数千万豪ドル程度のもよう）を買収、ヨーロッパ中心に投資を行う国際投資会社 Terra Firma 社が Packer 一族の肉牛牧場の 90%（4.25 億豪ドル）を購入するといった例がある。後述する鉱業部門も含め、こうした外国投資の増加については、一部国会議員等から国の長期の戦略的利害の観点から検討が必要との主張があることが報じられている。

(ii) 「農地囲い込み」の外国投資の状況

NGO「グレイン」が、新聞記事等からとりまとめた世界の農地囲い込みについての情報のなかから、オーストラリアへの投資に関するものを抜粋すると以下のとおりである（第 16 表及び第 17 表）（GRAIN (2008)）。

第 16 表 ー食料安全保障のための農地囲い込みー

投資元国	投資者	標的国	作物	内容
バーレーン	TRAFICO	オーストラリア、インド、パキスタン、フィリピン、スーダン		バーレーン市場向け食料投資を研究。土地買収を含む投資かは、未定。
中国	政府・民間	オーストラリア		中国の最初の「海外農場」は 1989 年クイーンズランド州の 43,000ha で操業開始
中国	Suntime	オーストラリア、キュー		既にジョイント・ベンチャーでコメを

		ーバ、カザフスタン、 メキシコ、ロシア、南 米	生産（キューバ 5,000ha、メキシコ 1,050ha）。カザフスタンでも既に操業。 ロシア、南米、オーストラリアへの投 資を希望
アラブ首 長国連邦	Al Qudra	オーストラリア、クロ アチア、エジプト、エ リトリア、インド、モ ロッコ、パキスタン、 フィリピン、スーダン、 シリア、タイ、ウクラ イナ、ベトナム	コメ、 家畜、 酪農 20～30年リースや買収により 400,000haの土地を手に入れ、小麦、メ イズ、コメ、野菜、畜産を生産するこ とを計画。アルジェリア、モロッコで 1,500haを入手済み（牛、酪農）、フィ リピン、タイ、ベトナムとコメに関し 協議中。

第 17 表 ―民間投資家による農地囲い込み―

投資者	標的国	作物	内容
Dexion Capital（英 国）	オーストラリア、カザフスタ ン、ラテン・アメリカ、ロシ ア、ウクライナ		280 百万ドルで 3 百万エーカー（12 百万 ha） を買収することを意図。同社は英国のヘッジ・ ファンド

（iii）日系企業のオーストラリアへの進出の例

東洋経済の「海外進出企業総覧 2009」から、農畜産物、農業関係資機材の生産・加工・販売などの事業について日本企業のオーストラリアへの進出状況をみると、現地企業数にして 40 社にのぼる。もっとも古いものは 1970 年代初期に遡り、進出先としてはニューサウスウェールズ州が 15 で最も多く、ヴィクトリア州、クイーンズランド州が、それぞれ 12、8 で続く。事業内容としては、各種の農業施設・資機材の製造・販売・管理などが 10 件、畜産物の生産・加工が 12 件、農産物の加工が 9 件、畜産物・畜産加工品の販売が 5 件、農産物・食品の販売が 12 件である。畜産を除くと、農産物の生産を行っている例は見当たらない⁽³⁾。

3）鉱業部門の外国投資

近年は、中国による鉱業部門への投資が積極的に行われている状況があり、2009 年には、中国アルミニウム社（Chinalco）によるリオ・ティント社へ、Hunan Valin Iron & Steel 社によるフォーテスキュー社へ、China Minmetals 社による OZ Metals 社への投資の動きがあった。

リオ・ティント社は、世界的な鉱業大手企業で、鉄鉱石生産でオーストラリア第 1 位の地位にある。中国アルミニウム社は既にリオ・ティント社の 9%を保有しており、新たに 195 億豪ドルを投資してシェアを倍増の 18%とする協議を両社で行ってきたが、リオ・テ

イント社側の株主からの反対が強く、2009年6月始めに協議が打ち切られた。

フォーテスキュー社は鉄鉱石生産でオーストラリア第3位である。Hunan Valin Iron & Steel 社が12億ドルで同社の17.55%を買収した(2009年3月末にオーストラリア政府から外国投資の認可を受けた)。

OZ Metals 社は亜鉛生産で世界第2位、鉱業全般でオーストラリア第3位である。2008年後半の鉱物価格下落で経営困難に陥り、China Minmetals 社により14億豪ドルで買収された。軍事施設近辺にある鉱山については、オーストラリア政府が外国投資の認可を出さない意向であったことから、同鉱山を対象外としての買収となった。

3. 貿易

(1) 貿易状況と基本的な貿易政策

1) オーストラリアの貿易概要

オーストラリアは、OECD 加盟の先進国であるにもかかわらず、その貿易構造をみると、一次産品（農林水産物、資源・エネルギー）が輸出の中心であり、国内製造業は、それが輸出の主力となるほどには発展してきていないことが伺われる。2008 年の物品輸出の総額 2,226 億豪ドルに対し、一次産品の輸出は 1,525 億豪ドルと、約 7 割を占めている。

オーストラリアの主要輸出品は、石炭、鉄鉱石、金、原油、天然ガス、アルミニウム、牛肉、銅鉱石、小麦等であり、主要輸入品は原油、石油製品、乗用車、金、通信機器、医薬品、貨物自動車、コンピュータなどである。

WTO の貿易政策レビューによれば、オーストラリアによる一方的関税引き下げの結果、2005 年時点の実行 MFN 関税率は平均で 3.8%、農産物については 1.4%となっている。

オーストラリアにおいて、このように工業製品の関税率の方が高くなっているのは、上記のような貿易構造や製造業が比較優位性を持たない国内産業の状況、工業製品を高関税などで保護してきた貿易政策の経緯を反映したものと考えられ、ニュージーランドを除く他の先進国ではあまり見られない特徴であろう。

また、オーストラリア経済の貿易依存度は高まってきている。オーストラリアの GDP に占める輸出の割合は 1981-82 年度の 11%から増加し、近年は 20%前後となっている。また、輸出金額は 1987 年から 2007 年までの 20 年間で、約 5 倍となった。

2) 農産物の輸出状況と貿易政策

輸入に関して、オーストラリアの農産品関税は、工業品関税に比べて相対的にかなり低く、絶対値でみても、MFN 実行税率の平均が 1.4%と、極めて低い水準にある。なお、チーズ及びカードにのみ関税割当が残っている（枠外税率が従価税換算で 23.8%）。

輸出に関しては、オーストラリアの農産物輸出のシェアは、物品輸出全体の 14%を占め、サービス輸出も含む輸出全体に対しては 11%を占める（2008 年）。OECD 諸国のなかでは高い数値であるが、農産物のシェアは長らく低下が続いており、かつて、輸出量の過半が農産物であった 1950 年代に比べれば、相対的な地位は大きく低下した。特に近年のシェア減少の背景には、資源ブームにより資源・エネルギーの輸出量・金額が増大したことや干ばつによる農産物の生産・輸出の減少がある。

このように、オーストラリアの輸出に占める農業の地位は大きく低下してきたが、オーストラリア農業にとっての輸出の重要性は減じていない。先述のように、依然として農業生産物の過半を輸出し、輸出を前提として生産が行われているからである。

品目別に見ると、オーストラリアは、生産する小麦の 73%、牛肉の 64%、羊毛の 95%、乳製品の 51%と、主要農産物の多くを輸出しており、農産物全体でみると、生産額に対する輸出額の割合は 61%である（ABARE(2008a)による、2004-05～2006-07 年度の平均）。

ただし、野菜・果実、水産物、鶏肉・豚肉では、輸出入はおおむね均衡している。過去 5 カ年度の生産、輸出等の状況を整理したのが第 18 表である。

第 18 表 各品目の生産、輸出等（2003-04 年度から 2007-08 年度の平均）

(千トン, %)

	豪州の生産量，輸出量			世界の数値，世界に対する豪のシェア			
	生産量	輸出量	輸出割合	生産量	輸出量	豪生産シェア	豪輸出シェア
小麦	19,516	12,928	66.2	602,600	108,780	3.2	11.9
大麦	7,804	4,863	62.3	140,500	16,100	5.6	30.2
コメ	415	275	66.2	616,100	29,074	0.1	0.9
綿花	405	454	112.2	25,143	8,194	1.6	5.5
砂糖	5,026	3,862	76.8	153,242	55,124	3.3	7.0
油糧種子	2,033	901	44.3	380,938	78,616	0.5	1.1
牛肉	2,114	1,348	64.1	60,356	7,104	3.5	19.0
羊毛	502	527	103.4	2,188	743	22.9	70.9
羊肉	619	337	54.0	8,425	879	7.3	38.4
豚肉	395	70	19.2	100,649	3,937	0.4	1.8
鶏肉	795	29	3.5	68,760	7,578	1.2	0.4
バター	141	75	57.8	6,881	831	2.0	9.0
チーズ	374	212	56.3	13,983	1,235	2.7	17.1

出典：ABARE(2009d)及び FAOSTAT からとりまとめ。

オーストラリアの主要農産物の生産量の、世界に対するシェアを見ると、羊毛（23％）を除いては、さほど大きな数値ではない。ところが、主要輸出品について、世界の輸出全体に対するオーストラリアからの輸出量のシェアを見ると、羊毛の 7 割を筆頭に、小麦、大麦、牛肉、羊肉、チーズで 1 割を超えるシェアを有する。オーストラリアは生産量での世界シェアは小さいものの、輸出量でのシェアが大きいのが特徴である。これは、オーストラリアの作況が世界市場に大きな影響を与え得ると同時に、オーストラリアの農業経営の方でも世界市場の状況に左右されるところが大であることを意味している。

世界市場での販売によって農業が支えられているオーストラリアにとって、より有利な条件での輸出や輸出機会の拡大につながる農産物貿易の自由化や各国の国内農業補助の削減、輸出補助金の削減・撤廃など貿易政策改革の推進は極めて重要な課題である。

このように、オーストラリアの農業・食料セクターは、自由貿易の推進を積極的に求める立場であり、WTO ドーハラウンドにおいても大幅な関税率引き下げ等市場アクセスの改善を求めている。

なお、農産物に比べて相対的に関税率が高い工業品についても、FTA による徹底した自由化が進められていることは同様である。これまでにオーストラリアが締結した FTA では、工業品の関税は、アセアン豪ニュージージーランド FTA のアセアンの国々を除き、相互に全て撤廃することが合意されている。オーストラリアの製造業部門は、一部に比較的関税率の高い品目（センシティビティがあるとみられる品目）があり、農業部門ほどには自由化推進に積極的ではなく、業種によっては消極的な賛成という立場のようだが、これまで

のところ、例外品目を設けるに至るほどの問題は生じていないということであろう。ただ、過去の経緯から手厚く保護されてきた分野である自動車・部品と繊維・衣類・履き物については、中国との FTA 交渉に関して関税撤廃への懸念の声が改めてオーストラリア国内から出ているようであり、今後の交渉の成り行きが注目される。

3) 日本との貿易関係

日本にとってオーストラリアは、主要な農産物輸入先国の一つであり、特に、牛肉、小麦、大麦、砂糖、乳製品などを多く輸入している。オーストラリアの農産物輸出先は、概して広範な国にわたっており、特定の国に輸出先が集中することは少ない。その点からすると、輸出に占める日本向けのシェアが、チーズで 4 割以上、牛肉で 4 分の 1 に達していることが特筆される。近年は、日豪間に大きな貿易紛争案件は生じていない。

両国は、2003 年 7 月のハワード首相来日時に、小泉首相との間で「日豪貿易経済枠組み」に署名し、同枠組みに基づき、政府間で貿易・投資自由化の得失に関する共同研究を 2005 年 4 月まで実施した。この共同研究を踏まえ、2005 年 4 月の日豪首脳会談（東京）にて、FTA の実現可能性又はメリット・デメリットを含め検討する政府間共同研究を開始することに合意し、計 5 回の共同研究会合、2 回の日豪合同協議委員会を行い、「最終報告書」をとりまとめた。その後の 2006 年 12 月 12 日、日豪首脳電話会談により、2007 年から日豪 EPA 交渉を開始することに合意して、現在交渉が続けられている。

(2) オーストラリアの FTA 政策

1) FTA 推進の考え方と貿易政策の見直し

オーストラリアは、ケアンズ・グループのリーダーとして野心的な農産物貿易の自由化を提案しており、引き続き WTO 交渉の成功を最優先の貿易課題としている。しかし、その一方で、これまで、「WTO よりも早くより深い市場アクセスが達成できる FTA をプラグマティックに追求する」として FTA に積極的な姿勢を示してきた。

労働党政権の誕生直後、2008 年の始めから「輸出政策及び施策についての政府レビュー」が行われた。同年 9 月始めにまとめられた報告書では、将来に向けての国家的輸出・投資戦略を検討し、国際競争力の増進、貿易交渉戦略、市場開発戦略などに関して、提言を行っている。

提言は、オーストラリアの貿易政策の基本を変えるものではないが、新たな FTA 締結に関しては、その基準に関ついで、1997 年以来掲げられてきたものに替わる新たな基準を提言した。従来の基準と異なる主要点は、「貿易転換」への対抗を挙げ、他国が FTA を進めるのに立ち遅れることでオーストラリアが不利にならないようにすべきであるとの観点と、地域での自由化や第三国の受入れに言及して地域統合への貢献の意識が加えられたことである（第 19 表）。

第 19 表 FTA の基準の比較

レビュー報告書の提言する基準	1997 年の基準
将来の FTA の交渉相手を評価する際、オーストラリア政府は当該 FTA が以下をもたらし得るかを判断すべきである	FTA の利点を考慮する際、オーストラリア政府は以下について吟味する
・貿易転換に対抗するか、又は実質的で広範な商業上の利益を、他の努力を通じるよりも早くもたらす可能性があること	・実質的な商業上の利益・広範な経済利益を、多国間の枠組みでの努力を通じるよりも早く、オーストラリアにもたらす可能性があるか
・WTO 原則と規則に完全に整合的であること ・WTO におけるよりもより広くより深い自由化約束という形で、WTO を上回る結果をもたらすこと	・WTO 原則と規則に完全に整合的で、WTO を上回る結果をもたらすか
・合理的期間内に、実質的に全ての関税を撤廃すること及びサービス・投資の新たな大幅なアクセス機会の供与を含む、実質的自由化をもたらすこと ・途上国との FTA においては先進国を相手にするときのような広く深い貿易自由化を期待するのは非現実的であることを認識すべきである	・物品及びサービス貿易並びに投資にわたり、包括的で実質的な自由化をもたらすか
・可能な限り第三国の受入れを認め、地域内の自由で開放的な貿易・投資を目指すことと整合的であること	
・オーストラリアの外交及び安全保障政策の利益を高めるか	・オーストラリアの幅広い経済、外交政策及び戦略上の利益を大幅に高めるか

FTA の対象国選定についての新たな基準には、FTA 交渉をより促進する観点に立つと考えられる項目もある。「貿易転換に対抗」という新たな視点は、他国に劣後しないよう FTA を積極的に進める根拠となるし、「地域内の自由で開放的な貿易・投資を目指す」ことは地域規模の自由化の積み石となり得る太平洋戦略パートナーシップ（TPP 又は P4）のような FTA も積極的に推進すべき理由となるであろう。また、途上国との FTA においては先進国を相手にするときのような広く深い貿易自由化を期待するのは非現実的であることを認識すべきであると付言しているのは、「実質的に全ての関税を撤廃すること」を建前としつつも、FTA 推進のためには、関税撤廃からの例外を設けるなどの柔軟な対応を示唆していると読める。これは、アセアンの国々に多くの関税撤廃からの除外品目を認めつつアセアン豪ニュージージーランド FTA を締結する根拠として提言されたとも考えられ、また、中国が撤廃からの除外品目を多数求めて難航しているとされる中国との FTA 交渉も対象になるのであろう。

2) FTA の締結・交渉の状況

オーストラリアは、これまでにニュージーランド、シンガポール、タイ、米国と、4 つの FTA を締結し、チリ及びアセアン・ニュージーランドとの FTA で署名済みである。現在 5 つの国・地域と FTA を交渉中である（第 20 表）。

第 20 表 オーストラリアの FTA

相手国ないし名称	現状	経緯等	概要
ニュージーランド	締結済み	1983年1月発効	1990年までに全ての関税を撤廃
シンガポール	締結済み	2003年7月発効	発効日から全ての関税を撤廃
タイ	締結済み	2005年1月発効	豪は2015年まで、タイは2025年までに全ての関税を撤廃
米国	締結済み	2005年1月発効	豪は2015年まで、米国は2025年までに関税撤廃。ただし、米国は、砂糖で一切譲許を行わず、乳製品で関税割当を維持（対豪枠は恒久的に毎年拡大していく）、牛肉についても当面関税割当が残るが枠を年々拡大し最終的に関税撤廃
チリ	締結済み	2009年3月発効	2015年までに相互に全ての関税を撤廃。ただし、チリの砂糖（1701.11.00, 1701.12.00, 1701.91.00, 1707.99.10, 1701.99.20及び1701.99.90）については、6%の従価税は撤廃するが特定関税（1年ごとに決定され、上限は25.5%）は維持
アセアン豪NZ	締結済み	2010年1月発効	遅くとも2010年1月1日までに発効。カンボジア、ラオス、ミャンマーを除くアセアン7カ国では、オーストラリアの輸出（2007/08年度）の96%に当たる90～100%のタリフラインで関税撤廃。
中国	交渉中	2005年5月交渉開始	中国は豪州からの農産物輸入に、豪州は中国からの衣類・履物等輸入に警戒の模様。豪州は中国国内の規制等の緩和・透明化にも強い関心
マレーシア	交渉中	2005年5月交渉開始	2006年7月の第4回交渉以後、正式な交渉会合は行われず
日本	交渉中	2007年4月交渉開始	2009年11月までに10回の交渉会合
湾岸協力理事会(GCC)	交渉中	2007年7月交渉開始	2005年からアラブ首長国連邦単独との交渉を始めたものを変更。2009年6月までに4回の交渉会合
韓国	交渉中	2009年5月交渉開始	
太平洋戦略パートナーシップ協定(TPP)への参加		2008年11月参加の意思を表明	TPP（ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール間で2006年発効）の拡大協議。米国、ペルーも参加を表明

注. GCC 加盟国は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

これまでの FTA において、オーストラリアと相手国とは相互に、ほぼ全ての物品関税を撤廃することを合意してきた。廃止の例外となったのは、豪米 FTA における、米国側の砂糖及び乳製品など一部の品目である。乳製品については、米国が TRQ の枠を大幅に拡大するとともに枠内税率を撤廃したが、二次税率は維持した。そして、砂糖については、米国

は市場アクセス改善を一切行わなかった。また、チリとの FTA では、チリ側の砂糖輸入関税は、従価税のみの撤廃にとどまった。

豪米 FTA で砂糖を除外したことにより、オーストラリア政府は、米国市場への輸出拡大を期待していた国内の砂糖業界や当時の野党から大きな批判を浴び、砂糖業界に対して多額の特別支援措置を講じることを余儀なくされた。このことから、オーストラリアにとっては、「FTA の関税撤廃から除外すること」が改めてセンシティブな事項となった。

ところが、アセアン豪ニューージーランド FTA では関税撤廃からの除外を一定割合で認め、全ての関税を相互に撤廃するというオーストラリアの従来の FTA の方針からは大きく逸脱した。同 FTA で各国の関税撤廃についてとりまとめたのが第 22 表である。12 カ国のうち、オーストラリア、ニューージーランド、シンガポールは例外なく全ての関税を撤廃する。ブルネイが関税撤廃から除外とする品目は、いずれも酒類関連とタバコであり、宗教上等の理由によるものなので、実質的には全部撤廃と捉えられる。しかし、残るアセアン 8 カ国のうち、LDC であるカンボジア、ラオス、ミャンマーで 10～15%、フィリピン、インドネシア、ベトナムは 5～10%の品目で関税が存続する。マレーシアで 3.6%、タイで 1.1%である。除外品目は国によって様々であるが、タイが除外品目として農産品だけを並べ工業製品は全て関税撤廃しているのは特徴的であろう。なお、前述の貿易政策レビューの新 FTA 基準が関税撤廃からの除外を容認するのは「途上国への配慮」のためであるから、先進国との間の FTA 交渉には、このような除外は当てはまらないと考えねばならない。

3) FTA を推進する相手国等の選択

FTA は、政治的、戦略的目的をもって追求されるという側面もあるが、通常は経済的な利益の追求を第一の意義・目的として追求されると考えられる。実際、オーストラリア政府は、交渉開始前の検討段階において、経済モデルを使って FTA を行った場合に得られる経済効果を試算し、これを公表して、FTA を結ぶ意義や利益を訴える、という進め方をとることが多い。オーストラリアの貿易相手国の上位を示す第 21 表は、オーストラリアが、経済的観点から FTA 交渉相手国を選んでいく様子を示している。

貿易相手国として上位にある米国、シンガポール、ニューージーランド、タイ、日本、中国、韓国、マレーシアとは FTA を既に締結しているか、交渉中である。「実質的な商業上の利益」を FTA 交渉の基準の筆頭に挙げていることと整合している。インドとは、FTA のフィージビリティについて政府間の合同研究を行っている。

貿易相手として比較的上位であるにもかかわらず、FTA ないしそれに類する動きが見られないのは、台湾と EU（英国、ドイツ）である。このうち、台湾については、オーストラリアと国交がないため政府間交渉を行うのが困難という事情がある。残る EU との間では FTA の動きは見られないが、二国間の貿易と投資も含む対話と協力の枠組みである Australia EU Partnership Framework が 2008 年 10 月に発足した。また、先述した 2008 年の貿易政策見直し提言においては、新たな FTA 交渉相手国として具体的に EU を挙げたところである。

第 21 表 貿易の上位相手国（2008 年。サービス含む）

	往復	輸出先	輸入先
1 位	日本	日本	中国
2 位	中国	中国	米国
3 位	米国	韓国	日本
4 位	シンガポール	米国	シンガポール
5 位	英国	インド	英国
6 位	韓国	英国	ドイツ
7 位	NZ	NZ	タイ
8 位	インド	シンガポール	NZ
9 位	タイ	台湾	マレーシア
10 位	ドイツ	タイ	韓国

出典：DFAT(2008)。

注. は FTA 締結済み, は FTA 交渉中, は共同研究会開催の国。

なお、交渉中の GCC は上位 10 カ国には入らない（貿易シェアは 2%）が、オーストラリアの自動車の主要輸出先となっている。FTA 締結済みのチリは、貿易シェアは極めて低いですが、今後の有望な投資先であり南米市場への足がかりと見ているようである。

なお、太平洋戦略パートナーシップ（TPP。ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの自由貿易協定。2006 年発効）への参加については、長期目標として掲げるアジア太平洋の地域全体での貿易協定に向けての積み石とするというもので、ラッド政権のアジア太平洋共同体構想に対応する。

第 22 表 オーストラリア・ニュージーランド・アセアン FTA の譲許概要

国名	全関税ライ ン	当初関税 (2005年)		最終段階での関税率表			関税撤廃からの除外品目など
		有税ラ イン	無税ラ イン	無税 率	無税ラ イン	無税 率	
オーストラリア	6,124	3,209	2,915	47.6	0	6,124	0.0 除外品目無し。
ニュージーランド	7,432	3,194	4,238	57.0	0	7,432	0.0 除外品目無し。
シンガポール	NA	NA	NA	NA	0	NA	0.0 除外品目無し。
ブルネイ	10,689	3,416	7,373	68.0	82	10,607	NA 全て従量税。除外品目はいずれも、酒類関連とタバコ (酒類製造用の調製食料品 (21 類) 8 ライン, 酒類 (22 類) 47 ライン, タバコ (24 類) 25 ライン, 酒類製造用の香料等 (32 類) 2 ライン)
タイ	6,219	5,778	351	5.6	69	6,150	除外品目は、農水産品 (乳製品 (4 類) 4 ライン, 生きた植物 (6 類) 2 ライン, 野菜 (7 類) 8 ライン, 果実 (8 類) 3 ライン, コーヒー・茶・香辛料 (9 類) 18 ライン, コメ (10 類) 4 ライン, 油糧種実 (12 類) 4 ライン, 植物油 (15 類) 11 ライン, 砂糖類 (17 類) 4 ライン, 調製食料品 (21 類) 3 ライン, 大豆油かす (23 類) 1 ライン, タバコ (24 類) 6 ライン) 及び生糸 1 ラインのみ。うち、従量税は 1 ラインのみ。
マレーシア	10,575	4,465	6,110	57.8	378	10,197	ゴム・ゴム製品, 鉄鋼, 自動車, 武器を除外。農林水産品では、果実 (8 類) 20 ライン, コメなど穀物 (10 類) 8 ライン, 酒類 (22 類) 32 ライン, タバコ (24 類) 19 ライン, の 79 ラインを除外。従量税が多数ある。
フィリピン	11,059	10,630	429	3.9	586	10,473	プラスチック, 履物, ガラス, 鉄鋼・鉄鋼製品, 機械, 電気機械, 自動車部品, 等を除外。農林水産品では、生きた動物 (1 類) 2 ライン, 肉類 (2 類) 33 ライン, 魚 (3 類) 2 ライン, 乳製品 (4 類) 2 ライン, 野菜 (7 類) 12 ライン, コメなど穀物 (10 類) 20 ライン, 加工穀物 (11 類) 4 ライン, 肉類調製品 (16 類) 11 ライン, 砂糖類 (17 類) 18 ライン, ココア (18 類) 1 ライン, 調製飼料 (23 類) 3 ライン, の 108 ラインを除外。従量税は無い。
インドネシア	11,159	8,796	2,363	21.2	742	10,417	酒類関連を除くと、最大関税率は 50% (自動車関連)。プラスチック, 皮革製品, 衣類・繊維, 鉄鋳・鉄鋼製品, 機械, 電気機械, 自動車, 等を除外。農林水産品では、生きた動物 (1 類) 2 ライン, 肉類 (2 類) 9 ライン, 魚 (3 類) 7 ライン, 乳製品 (4 類) 12 ライン, 動物性生産品 (5 類) 1 ライン, 生きた植物 (6 類) 7 ライン, 野菜 (7 類) 12 ライン, 果実 (8 類) 7 ライン, コメなど穀物 (10 類) 20 ライン, 米粉 (11 類) 1 ライン, 大豆 (12 類) 1 ライン, 肉類調製品 (16 類) 4 ライン, 砂糖類 (17 類) 7 ライン, 調製食料品 (21 類) 8 ライン, 酒類 (22 類) 50 ライン, タバコ (24 類) 16 ライン, の 164 ラインを除外。従量税は、コメ関係 20 ライン 及び砂糖関係 7 ラインのみ。
ベトナム	10,717	7,652	3,065	28.6	1,045	9,672	石油, 廃棄物, ゴム・ゴム製品, 紙, 鉄鋼・鉄鋼製品, 機械, 自動車, 漁船, 猟銃, 等を除外。特に関税の高いものは、中古車等 (150%, 100%), タバコ製品 (100%), 鶏卵 (80%) など。従量税は無い。農林水産品では、くず肉 (2 類) 14 ライン, 魚 (3 類) 17 ライン, 卵 (4 類) 3 ライン, かんきつ果実 (8 類) 1 ライン, ケンの種 (12 類) 1 ライン, アーベン (13 類) 27 ライン, 肉・魚調製品 (16 類) 40 ライン, 砂糖類 (17 類) 6 ライン, 酒類 (22 類) 50 ライン, ぶどう酒搾り粕 (23 類) 1 ライン, タバコ (24 類) 29 ライン, の 164 ラインを除外。タバコ製品, 鶏卵を除くと農林水産品の関税率は 50% 以下

カンボジア	10,689	10,186	503	4.7	1,277	9,412	88.1	2025年	35.0	石油、精油、プラスチック、ゴム・ゴム製品、皮革、紙、印刷物、鉄鋼、鉄鋼製品、アルミニウム、機械、電気機械、自動車、自動車部品、光学機器、家具、玩具、等を除外。従量税は無い。農林水産品では、肉類(2類)4ライン、乳製品(4類)16ライン、生きた植物(6類)3ライン、野菜(7類)12ライン、果実(8類)21ライン、コーヒー・茶(9類)7ライン、穀物(10類)7ライン、加工穀物(11類)4ライン、ゴマの種(12類)2ライン、動植物油(15類)13ライン、肉・魚調製品(16類)16ライン、砂糖類(17類)9ライン、チョコレート(18類)2ライン、穀物調製品(19類)31ライン、野菜果実調製品(20類)24ライン、調製食料品(21類)10ライン、酒類(22類)20ライン、タバコ(24類)2ライン、木材(44類)2ライン、の205ラインを除外。
ラオス	10,675	10,675	0	0.0	1,273	9,402	88.1	2025年	40.0	石油、火薬、プラスチック、ゴム・ゴム製品、毛皮、パルプ、紙、繊維、陶磁製品、鉄鋼・鉄鋼製品、銅、亜鉛、卑金属製品、機械、電気機械、自動車、航空機・同部品、軍艦、光学機器、玩具、美術品、等を除外。従量税は無い。農林水産品では、象牙等(5類)5ライン、菓草等(12類)2ライン、野菜果実調製品(20類)17ライン、酒類(22類)48ライン、油かす等(23類)10ライン、タバコ(24類)2ライン、木材(44類)92ライン、コルク等(45類)5ライン、の181ラインを除外。
ミャンマー	11,120	10,714	406	3.7	1,650	9,470	85.2	2025年	40.0	放射性元素、染料・顔料、精油、火薬、プラスチック、ゴム・ゴム製品、皮・皮革、繊維・衣類、履物、真珠・宝石・貴金属、銅、機械、電気機械、自動車、船舶、武器、玩具、美術品、等を除外。従量税は無い。農林水産品では、くず肉(2類)1ライン、魚介類(3類)47ライン、乳製品・卵(4類)14ライン、象牙等(5類)2ライン、生きた植物(6類)6ライン、豆(7類)14ライン、コーヒー・茶(9類)9ライン、コメ(10類)53ライン、加工穀物(11類)5ライン、ケシの種(12類)1ライン、アヘン(13類)2ライン、動植物油(15類)16ライン、肉・魚調製品(16類)71ライン、砂糖類(17類)15ライン、ココア・同調製品(18類)17ライン、穀物調製品(19類)38ライン、野菜果実調製品(20類)99ライン、調製食料品(21類)16ライン、酒類(22類)61ライン、魚介類のミール(23類)1ライン、タバコ(24類)41ライン、木材(44類)51ライン、の580ラインを除外。農林水産品の関税率は、酒類に40%、タバコに30%のものがあるのを除くと、最大で10%。

出典：協定附属の譲許表からカウント。

注：ライン数は8桁ベース(ただし、マレーシアは9桁、フィリピン、インドネシア、ミャンマーは10桁)。

※：最大関税率は従価税についてのみ記載。

（３）国家貿易（STE）の解体

１）概要

オーストラリアは最近まで、小麦、大麦、コメ、ルーピン、カノーラについて、特定の企業等について輸出独占権（シングルデスク）を認める国家貿易の仕組みをとってきた。このうち、小麦を除いては、州の法律に基づく州ごとの制度であり、輸出独占の対象となるのは当該州で生産された作物に限られる（コメについては、主要生産州が１つしかない）ので、実態としてはオーストラリア産全体について１社の輸出独占である（第 23 表）。輸入に関する独占権はない。

輸出独占の仕組みは、見直しを迫られている。輸出国家貿易の対象品目、企業はもともと数多く存在し、1996 年時点で、オーストラリアが WTO に通報した国家貿易は 14 件であった。2008 年 7 月の通報では、これが 4 件に減少している。1980 年代からの農業政策の変化に加えて、1990 年代からの全国競争政策によって競争を阻害する法令の見直しが行われたことによるものである。

第 23 表 オーストラリアの輸出国家貿易

対象地域	対象品目	独占企業名
全オーストラリア	小麦	AWB社
南オーストラリア州	大麦	ABBグレイン社
ニューサウスウェールズ州	コメ	ライスマーケティングボード
西オーストラリア州	大麦、ルーピン、カノーラ	グレインプール社

出典：オーストラリアの WTO の通報資料（2008 年 7 月）。

２）小麦輸出独占権（国家貿易）の解体

このように、輸出独占権が廃止されてきた結果、オーストラリア全体で生産される作物を対象とする輸出国家貿易として最後まで存続したのは、小麦であった。国家貿易のもとでは、バルク輸出についてオーストラリア小麦ボード（AWB）社のみが自由に行うことができ、バルク以外のコンテナ詰め・袋詰めでの輸出についても、AWB 社以外が行う場合には規制当局の認可を得る必要があった。

第 24 表は輸出独占権の存在のもとでの近年の小麦の輸出量を示している。輸出認可量は、AWB 社以外の輸出業者に与えられるものなので、総輸出量と輸出認可量の差が AWB 社による輸出ということになる。輸出認可量が総輸出量に占める割合は、6 カ年の平均で 7.7%であるから、AWB 社のシェアは 9 割以上と圧倒的に高かった。

2008 年 7 月から、この小麦輸出独占権は廃止された。新たな小麦輸出制度のもとでは、バルク以外の輸出（袋詰め及びコンテナ詰め）については認可不要となり、バルク輸出が、輸出認証制度を通じて管理される。バルク輸出を申請した企業は、財政的能力、輸出先の条件への適合能力など所要の適格があれば、小麦輸出オーストラリア（WEA）から輸出認

証を得られる。バルク以外の輸出については認可不要となった。

第 24 表 小麦の輸出量

(トン)

	輸出認可量	総輸出量
2001-02年度	682,350	16,020,854
2002-03年度	359,209	8,926,300
2003-04年度	897,544	17,573,237
2004-05年度	1,102,665	14,368,909
2005-06年度	1,581,305	15,652,697
2006-07年度	1,483,271	6,471,209

出典:Wheat Exports Australia.

注. 年度は10月～9月. 2006-07年度は6月までの数値

WEA による小麦輸出業者の認証は随時行われ、2009 年 10 月始め時点で、従来輸出独占権を有していた AWB 社を含む 23 社が認証されている（第 25 表）。

第 25 表 小麦輸出認証企業一覧

被認証事業者名	認証期間	
	始期	終期
ABB Grain Ltd	2008.9.5	2011.9.30
AWB (Australia) Limited	2008.9.11	2012.9.30
AWB Harvest Finance Limited	2008.9.11	2012.9.30
Bunge Agribusiness Australia Pty Ltd	2008.10.23	2012.9.30
Cargill Australia Limited	2008.8.26	2012.9.30
Concordia Agritrading (Australia) Pty Ltd	2008.9.5	2012.9.30
Elders Toepfer Grain Pty Ltd	2008.8.26	2012.9.30
Emerald Group Australia Pty Ltd	2008.10.23	2012.9.30
Glencore Grain Pty Ltd	2008.9.5	2012.9.30
Goodman Fielder Consumer Foods Pty Limited	2008.8.26	2012.9.30
GrainCorp Operations Limited	2008.12.10	2011.9.30
Grain Pool Pty Ltd	2008.8.26	2011.9.30
Greentree Farming Exports Pty Ltd	2009.7.7	2010.9.30
J.K. International Pty. Ltd.	2008.10.10	2012.9.30
Lempriere Grain Pty Ltd	2009.3.6	2011.9.30
Louis Dreyfus Australia Pty Ltd	2008.9.5	2012.9.30
Marubeni Australia Ltd	2008.9.5	2012.9.30
Noble Resources Australia Pty Ltd	2009.2.11	2012.9.30
OzEpulse Pty Ltd	2008.8.26	2012.9.30
Pentag Commodities Pty Limited	2008.9.25	2012.9.30
Queensland Cotton Corporation Pty Ltd	2008.10.23	2012.9.30
Riverina (Australia) Pty Limited	2008.9.25	2012.9.30
Sumitomo Australia Pty Ltd	2008.11.21	2012.9.30

出典:Wheat Exports Australia ホームページ (2009.10.2).

注. 認証期間は最大限3年で、何度でも更新可。

輸出独占体制解体後、小麦輸出に占める AWB 社のシェアは一気に低下し、2008-09 年度は、12%となった。かわって西オーストラリアを中心とする CBH 社が 25%、南オースト

ラリアの大手である ABB 社が 9%とシェアを伸ばし、外資系でも Cargill 社が 12.5%, Elders 社 6%, Lions 社 6%となっている（2009 年 3 月 3 日、Emerald 社の推定）。このように市場再編が行われ、輸出業者が多数誕生したことで、流通や輸出先などに関してどのような変化が生じるかは注目される場所である。

3) 残存する輸出国貿易の今後

小麦の輸出独占体制解体により、残る国家貿易は 3 つとなる。このうち、南オーストラリア州の大麦輸出独占及び西オーストラリア州の大麦等国家貿易は、既に廃止の方向にある。

まず、南オーストラリア州では、大麦のバルク輸出の輸出独占権を ABB 社に与えていた。2007 年 7 月から規制緩和が実施され、複数の業者に輸出免許を与える仕組みに移行した。南オーストラリア州政府（Essential Services Commission of South Australia）が免許の付与を行い、2009 年 10 月 19 日現在で、15 の業者に免許が与えられている。免許の条件には通常は輸出数量の制限などは付帯しないので、輸出シェアは各業者の集荷力、資金力などにより市場活動の結果として決まることになる。

西オーストラリア州では、大麦、カノーラ、ルーピンの輸出について CBH 社のグループ企業であるグレイン・プール社が輸出独占を行っていた。2002 年からは、新たな法律（Grain Marketing Act 2002）を制定し、袋及び 50 トン以下のコンテナ入り輸出については自由化し、輸出免許不要とするなどの改革が行われたが、バルク輸出については、グレイン・プール社に主たる免許保持者の地位を与えた。他の業者に輸出免許を与える際には、グレイン・プール社との協議が必要とされたので独占権が維持されている状況であった。

その後、連邦政府で労働党政権が成立し小麦輸出独占が廃止されることになると、2009 年 3 月に州の農業食料大臣が、輸出自由化を表明し、2009-10 年度の収穫物から、大麦、カノーラ、ルーピンのバルク輸出についても免許を不要とした。

（4）輸出規制

国家貿易のほかにも、輸出に関する規制が存在する。一定の文化財、自殺用装置の輸出、並びにアフガニスタンへの無水酢酸の輸出は禁止されている。他にも、犬・猫の毛皮や絶滅のおそれのある動植物種、麻薬類、武器・弾薬など免許や許可を得なければ輸出が行えない物がある（WTO (2007)）。

農産物等に関しては、オーストラリア検疫検査局（AQIS）が、衛生植物衛生の観点から、食肉、乳製品、卵、動物、魚、穀物、野菜及び果実について輸出免許を付与し、オーストラリアワイン・ブランデー会社は、ワイン及びブランデーについて輸出免許を発行し、園芸オーストラリア社は品質・規格（色・形）・包装などの統一・適正化を図るために園芸作物（柑橘、干しぶどう、リンゴ、ナシ）の輸出免許を付与する。

EU 向けのチェダーチーズ輸出及び米国向けの各種チーズの輸出については、輸出先国により課せられる制限に由来して、割当を調整する仕組みが残存する。

メリノ種の羊については、その羊毛の品質向上のため多大な投資をしてきたことから、輸出割当を設けており、ニュージーランド向けの輸出を除き、輸出頭数が年間 800 頭以内に制限される。この輸出規制はメリノ種の品種の保護を図るものであり、肉用種の羊にはそのような制限はなく、中東向けを中心に肉用の生きた羊が、年間 4 百万頭前後輸出されている。

輸出制限を行う一般的な根拠としては、1901 年通関法第 112 条が、連邦総督は規則により、オーストラリアからの物の輸出を規制することができると規定している。その方法として、輸出を完全に禁止することや、輸出先その他の条件を付けて禁止することなどが規定されている。また、1982 年輸出管理法第 7 条も、規則により指定物品の輸出を制限することができるとしている。

注（１）オーストラリアの連邦政府の省庁の組織の再編は比較的簡単に行われるので、日本の各省で局を改廃するほどの大がかりな組織再編と捉えるのは誤りであろう。

（２）なお、オーストラリアで馬インフルエンザの発生が最後に確認されたのは 2007 年 12 月 25 日であり、その後の監視、検査によっても新たなケースが発見されないことから、2008 年 6 月 30 日をもって、馬インフルエンザの不存在が宣言。その後も同年末まで監視体制を維持し、12 月 25 日に国際獣疫事務局（OIE）から馬インフルエンザの不存在を認定された。

（３）海外進出企業総覧は企業に対するアンケート調査からまとめられたものであり、進出例を全て網羅しているわけではない。

[主要参考文献等]

シドニー日本商工会議所(2009)『オーストラリア概要 2009-10』。

シドニー日本商工会議所(2008)『オーストラリア概要 2008』。

日本貿易振興機構（JETRO）(2009) 平成 20 年度コンサルタント調査『オーストラリアにおける農産物の生産・貿易政策の現状』。

日本貿易振興機構（JETRO）(2004)『オーストラリアの FTA 政策と産業界への影響』（03-ORF 70H-001AA 26）。

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009a) *Australian Commodities, 2009 march quarter.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009b) *Australian Commodities, 2009 september quarter.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009c) *Australian Commodities, 2009 december quarter.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009d) *Australian Commodity Statistics 2009.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009e) *Australian Crop Report.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009f) *Australian Farm Survey Results 2006-07 to 2008-09.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009g) *Australian Grains 09.1.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009h) *Agriculture and the Carbon Pollution Reduction Scheme (CPRS): economic issues and implications.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009i) *An economic survey of irrigation farms in the Murray-Darling Basin: Industry overview and region profiles 2007-08.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009j) *Effects of the Carbon Pollution Reduction Scheme on the Economic Value of Farm Production.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009k) *Irrigation in the Murray-Darling Basin: Investment on-farm irrigation infrastructure, 2006-07.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2008a) *Australian Commodities, 2008 march quarter.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2008b) *Australian Farm Survey Results 2005-06 to 2007-08.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2008c) *Australian Grains 08.01* (2007-08 年度).

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2008d) *Economic impacts of GM crops in Australia.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2007) *Australian Grains 07.01* (2006-07 年度).

ABS（オーストラリア統計局）(2009a) *Agricultural Commodities 2007-08.*

ABS（オーストラリア統計局）(2009b) *Value of Agricultural Commodities Produced 2007-08.*

ABS（オーストラリア統計局）(2009c) *Water Use on Australian Farms 2007-08.*

ABS（オーストラリア統計局）(2008a) *Agricultural Commodities 2006-07.*

ABS（オーストラリア統計局）(2008b) *Value of Agricultural Commodities Produced 2005-06.*

ABS（オーストラリア統計局）(2006a) *Value of Agricultural Commodities Produced 2004-05.*

ABS（オーストラリア統計局）(2006b) *Water Account, Australia, 2004-05.*

ABS（オーストラリア統計局）(2006c) *Water Use on Australian Farms.*

Australian Government (2006) *Securing Australia's Water Future: July 2006 Update.*

Australian Government (2000) *Australian Biotechnology A National Strategy 2000.*

- Australian Parliament (2008) *Handbook of the Commonwealth of Australia, 2008 42nd Parliament.*
- COAG (オーストラリア政府間評議会) (2004) *National Water Initiative* (国家水憲章)
- CSIRO (オーストラリア科学・産業研究所) (2008) *Water Availability in the Murray-Darling Basin, A Report to the Australian Government.*
- DAFF (オーストラリア農水林業省) (2007) *A National Market Access Framework for GM Canola and Future GM Crops.*
- DAFF (オーストラリア農水林業省) 干ばつ政策 <http://www.daff.gov.au/agriculture-food/drought>.
- DAFF (オーストラリア農水林業省) 気候変動 <http://www.daff.gov.au/climatechange/climate>.
- DAFF (オーストラリア農水林業省) AAA <http://www.daff.gov.au/agriculture-food/aaa>.
- DAFF (オーストラリア農水林業省) AFF <http://www.daff.gov.au/climatechange/climate/australias-farming->.
- future.
- Department of Climate Change (気候変動省) (2009) *Carbon Pollution Reduction Scheme Australia's Low Pollution Future White Paper.*
- DEWR (オーストラリア環境水資源省) (2006) *State of the Environment 2006.*
- DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2009) *Composition of Trade Australia 2008.*
- DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2008) *Review of Export Policies and Programs.*
- GRAIN (2008) *Seized! GRAIN Briefing Annex The 2008 land grabbers for food and financial security.*
- GRDC (穀物研究開発会社)(2009) *GM Canola - Performance and Experience in 2008.*
- Ministerial GMO Industry Reference Group on genetically modified cotton in Western Australia (2007) *GM Cotton in the Ord River Irrigation Area Discussion Paper.*
- NWC (国家水資源委員会) (2006) *A Strategic Science Framework for the National Water Commission.*
- Productivity Commission (オーストラリア生産性委員会) (2009) *Government Drought Support Inquiry Report .*
- Productivity Commission (オーストラリア生産性委員会) (2005) *Trends in Australian Agriculture.*
- Stephen Yeates, John Moulden, Gae Plunkett, Geoff Strickland “Assessing the feasibility of GM cotton in the Ord River Irrigation Area: tillage systems for late wet season sowing”.
- WTO (2007) *Trade Policy Review Australia.*

〔カンントリーレポート：オーストラリア 付属資料〕

オーストラリアの家計調査からみた食料消費の特徴

1. オーストラリアは既に長らく先進経済であり、その食生活は安定している。もちろん、20 世紀後半以降、イギリス系以外の欧州移民の増加、その後のアジア系等移民の増加と多文化主義の導入があって食事の多様化が著しく進んだと言われるし、近年は、健康志向などから、食肉消費において赤肉（牛肉・羊肉）の停滞と鶏肉需要の伸びが見られるなど、少なからず変動は起きている。しかしながら、経済発展の急な途上国に見られるような、主食向け穀物が大きく減り畜産物や油脂の消費が急速に伸びるといった根本的な変化は起きていないし、今後も近い将来にそうした急激な変化が生じるとの見通しもなさそうである。

2. 上記のように時系列でみる場合、オーストラリアの食生活は安定しているが、それでは、所得水準によって特徴的な消費パターンが見られるであろうか。この観点は、今後オーストラリアで一人当たり所得の更なる上昇に伴いどのような食品の需要が伸びるか、場合によっては輸入需要が生じる可能性があるか、といったことを考察する場合には参考になり得るものと考ええる。

消費を示すデータとしては、消費量と消費額とがあるところ、消費量についてはオーストラリアでは全国栄養調査が行われている。しかしながら、同調査は 1995 年のものであって、若干古いうえに、性別・年齢別・地域別等での消費量を把握しているものの、所得階層別にはとりまとめられていない⁽¹⁾。更に、摂取する食品の種類と量のみをとらえているものであり、外食などの消費行動は把握されていない。そこで、所得階層別で各種財・サービスへの支出額をとらえている、オーストラリア統計局の家計調査についての分析を行うこととする。

3. オーストラリア統計局の家計調査（Household Expenditure Survey）は、ほぼ 5 年ごとに行われており、ここでは最新の 2003-04 年度を対象とするものを使用している。約 1 万世帯を対象として行われたサンプル調査に基づくものである。本稿に掲載した付表は、いずれも、同調査のデータを使い、筆者が編集、加工したものである。

付表 1 世帯の概要

（人、豪ドル）

	総所得による5階層区分					全世帯
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層	
平均所帯員数	1.5	2.2	2.6	3.0	3.4	2.5
世帯の平均総支出額	413.32	603.64	859.38	1090.32	1499.18	892.83
世帯員1人当たり支出額	275.55	274.38	330.53	363.44	440.94	357.13
課税前所得中間値	263	555	930	1385	2512	1128

同調査では、対象世帯を課税前総所得により5階層に分けて、それぞれの各種支出項目の支出額を明らかにしている。各階層別の所得額、支出額等は付表1の通りである。

総支出額の平均は、全世帯では893豪ドルであり、最下層の413豪ドルと、最上層の1,499豪ドルとの間には4倍近い開きがある。ただし、上層の世帯ほど世帯員数が多いので、世帯員一人当たりでみると、276豪ドルと441豪ドルであって、1.6倍の差にとどまる。以下で所得の差による支出の違いを比較するに際しては、基本的に最下階層と最上階層の比較を用いることとする。

4. まず、全費目について観察する。全費目は、住居費、家庭用燃料・電力等、食料・非アルコール飲料など13の大きな項目に分かれている。全世帯の平均で見ると、13項目のなかでは、住居費、食料・非アルコール飲料、交通費、及び娯楽がそれぞれ1割を超え大きな支出項目となっている。ここでの交通費には自家用車の購入代金やその燃料代等が含まれる。飲食料費のシェアは、食料・非アルコール飲料で17.1%、酒類では2.6%である。

所得階層別でシェアを比較することにより、相対的な支出の大小をみると、上位の階層では、アルコール飲料、衣類・履物、交通費、娯楽、個人ケア、その他の物・サービスが多く、住居費、家庭用燃料・電力等、食料・非アルコール飲料、タバコ製品、家事サービスが少なくなっており、特に家庭用燃料・動力及びタバコ製品で顕著に少ない（付表2）。

付表2 家計の消費に占める各費目の割合

(%)

	総所得による5階層区分					全世帯	階層対比(%)	
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層		最上/第3	最上/最下
住居費	18.6	16.7	17.6	15.4	14.7	16.1	83.4	79.1
家庭用燃料・電力等	4.0	3.3	2.7	2.4	2.1	2.6	77.9	53.2
食料・非アルコール飲料	19.0	18.5	17.0	16.7	16.5	17.1	97.3	87.0
アルコール飲料	2.1	2.3	2.6	2.5	2.9	2.6	111.8	138.6
タバコ製品	1.8	1.9	1.5	1.2	0.8	1.3	53.3	46.4
衣類・履物	3.1	3.2	3.6	4.3	4.5	3.9	125.3	145.0
家具・調度品等	6.1	6.0	6.0	5.7	5.7	5.8	96.1	93.5
家事サービス	7.5	6.6	6.1	5.8	5.7	6.1	93.9	76.1
医療・健康関連支出	5.2	5.3	5.3	4.8	5.1	5.1	96.5	97.7
交通費	13.9	14.9	15.6	16.9	15.4	15.6	99.0	111.1
娯楽	10.3	12.4	11.7	13.2	14.2	12.8	121.7	138.1
個人ケア	1.8	1.8	1.8	1.9	2.1	1.9	120.3	120.4
その他の物・サービス	6.7	6.9	8.6	9.4	10.2	8.9	118.2	151.7
世帯の平均総支出額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

世帯員一人当たりの額にしてみると、最上階層は、中位階層（第3層）の1.33倍、最下階層の1.6倍の支出がある。この割合を超えて最上階層で支出されるのは、アルコール飲料、衣類・履物、交通費、娯楽、個人ケア、その他の物・サービスであり、その他の費目は相対的に支出が小さい。特に、家庭用燃料・電力等及びタバコ製品については、絶対額でみても、最上階層の方が最下階層よりも支出額が小さくなっている（家庭用燃料・電力で0.85倍、タバコ製品で0.74倍）（付表3）。冷暖房や照明などは複数の家族で共用す

る部分も大きいことから、世帯員数の多い最上階層にあっては、一人当たりでみると燃料等消費量が減るため、家庭用燃料・電力等の支出額が小さくなることが考えられる。しかし、タバコ製品の場合はそれが当てはまらないし、所得が高いほど低単価のものを買うとは考えにくいので、タバコについては、所得が高い人は消費量が少ないと言って良さそうである。

付表3 世帯員一人当たりの各消費費目の支出額 (豪ドル, %)

	総所得による5階層区分					全世帯	階層対比(%)	
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層		最上/第3	最上/最下
住居費	51.25	45.95	58.33	55.84	64.87	57.40	111.2	126.6
家庭用燃料・電力等	11.05	9.18	9.04	8.59	9.40	9.44	104.0	85.1
食料・非アルコール飲料	52.24	50.78	56.05	60.52	72.72	61.15	129.7	139.2
アルコール飲料	5.85	6.43	8.70	9.01	12.96	9.33	149.1	221.7
タバコ製品	4.89	5.16	5.10	4.50	3.63	4.62	71.2	74.3
衣類・履物	8.50	8.86	11.80	15.47	19.73	14.10	167.2	232.1
家具・調度品等	16.86	16.39	19.68	20.61	25.22	20.80	128.2	149.6
家事サービス	20.61	18.22	20.04	20.94	25.11	21.70	125.3	121.8
医療・健康関連支出	14.44	14.65	17.53	17.60	22.56	18.31	128.7	156.3
交通費	38.23	40.94	51.43	61.47	67.94	55.70	132.1	177.7
娯楽	28.28	34.08	38.52	47.87	62.51	45.87	162.3	221.0
個人ケア	4.87	4.84	5.84	7.01	9.37	6.88	160.4	192.6
その他の物・サービス	18.50	18.90	28.48	34.03	44.90	31.84	157.6	242.7
総支出額	275.55	274.38	330.53	363.44	440.94	357.13	133.4	160.0

5. 次に、飲食料費の支出状況を把握するため、食料・非アルコール飲料及びアルコール飲料について詳しく見ることとする。

付表4 家計の飲食料費支出 (豪ドル, %)

	総所得による5階層区分					全世帯	階層対比(%)	
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層		最上/第3	最上/最下
食料・非アルコール飲料計	78.4	111.7	145.7	181.6	247.3	152.9	169.7	315.5
不明のもの	2.7	4.1	6.0	6.4	9.5	5.7	157.0	352.0
パン類・穀粉・穀物	9.7	13.2	15.2	19.4	22.9	16.1	150.3	236.0
食肉	12.5	16.6	19.3	22.8	28.9	20.0	149.6	230.5
魚介類	2.5	2.9	3.6	4.1	6.2	3.9	171.6	246.4
卵・卵製品	0.8	1.0	1.0	1.1	1.4	1.1	135.0	185.3
牛乳・乳製品	6.9	9.5	11.0	13.3	15.7	11.3	142.3	228.4
食用油脂	1.1	1.3	1.4	1.5	1.7	1.4	124.4	155.6
果実・ナッツ	6.5	8.1	8.9	10.6	14.8	9.8	166.9	228.4
野菜	6.9	8.9	9.9	11.9	15.4	10.6	155.7	221.9
香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品	9.6	14.1	17.2	23.2	27.2	18.3	157.8	284.0
非アルコール飲料	5.9	9.3	12.2	15.5	19.9	12.5	162.9	337.8
外食及びファーストフード	13.1	22.5	39.7	51.6	83.7	42.1	210.7	638.1
その他の食料・非アルコール飲料	0.3	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	56.7	65.4
アルコール飲料	8.8	14.2	22.6	27.0	44.1	23.3	195.0	502.6

食料・非アルコール飲料は、最上階層の世帯は、中位階層の 1.7 倍、最下階層の 3.2 倍を支出しており、世帯員一人当たりになると、それぞれ、1.3 倍、1.4 倍である。家計の支出総額の格差に比べると、所得階層による食料・非アルコール飲料の支出額の格差は相対的に小さくなっている（付表4、付表6）。

食料・非アルコール飲料は、パン類・穀粉・穀物、食肉、魚介類など13項目で構成されている。付表5は、それぞれの項目が全体に占める割合を示している。世帯の平均で見ると、食費全体に占めるシェアの大きい項目は、外食の27.5%、食肉の13.1%、香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品の11.9%、パン類・穀粉・穀物の10.5%である。

付表5 家計の飲食料費支出に占める各費目の割合 (%)

	総所得による5階層区分					全世帯	階層対比(%)	
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層		最上/第3	最上/最下
食料・非アルコール飲料計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.0	100.0
不明のもの	3.43	3.71	4.14	3.51	3.83	3.75	92.6	111.6
パン類・穀粉・穀物	12.37	11.82	10.44	10.66	9.25	10.51	88.6	74.8
食肉	16.00	14.81	13.26	12.54	11.69	13.09	88.2	73.1
魚介類	3.19	2.61	2.46	2.27	2.49	2.52	101.1	78.1
卵・卵製品	0.96	0.88	0.71	0.62	0.56	0.69	79.5	58.7
牛乳・乳製品	8.75	8.52	7.56	7.32	6.34	7.37	83.9	72.4
食用油脂	1.38	1.17	0.93	0.84	0.68	0.91	73.3	49.3
果実・ナッツ	8.28	7.25	6.09	5.82	5.99	6.39	98.4	72.4
野菜	8.84	7.99	6.78	6.58	6.22	6.94	91.8	70.3
香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品	12.23	12.62	11.83	12.79	11.01	11.94	93.0	90.0
非アルコール飲料	7.50	8.32	8.36	8.51	8.03	8.20	96.0	107.0
外食及びファーストフード	16.73	20.16	27.24	28.41	33.84	27.54	124.2	202.2
その他の食料・非アルコール飲料	0.33	0.13	0.21	0.13	0.07	0.14	33.4	20.7
アルコール飲料	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.0	100.0
不明のもの	7.30	13.36	11.19	16.09	16.63	14.37	148.6	227.9
ビール	49.94	41.55	42.19	40.66	35.12	39.67	83.2	70.3
ワイン	28.28	25.44	25.87	21.42	31.62	27.14	122.2	111.8
蒸留酒	13.57	19.36	20.26	21.12	16.33	18.35	80.6	120.4
その他のアルコール飲料	1.03	0.28	0.49	0.70	0.29	0.47	60.6	28.7

階層別に見ると、上位の階層で世帯の飲食料費支出全体に占める支出割合が相対的に多いのが外食及びファーストフードである。最上階層は最下階層の2倍の割合(202.2%)で支出しており、外食が、食料・非アルコール飲料支出全体の3分の1を占める。それ以外の費目では、おおむね、下位の階層よりも相対的な支出割合は小さくなることが多く、特に卵・卵製品(58.7%)、食用油脂(49.3%)で顕著に少ない。

上位の階層の方が、世帯人数が多いことから、世帯員一人当たりで見ると、階層間の差が縮まる。そして、世帯単位と一人当たりとで、逆転する項目が出てくる。パン類・穀物は、世帯単位では上位世帯ほど支出額が大きかったが、一人当たりでは、中間層が最も支出額が小さくなる。食肉、魚介類、牛乳・乳製品、果実・ナッツ、野菜でも同様のことが生じている。食用油脂は、所得階層が上がるほど、一人当たりの支出額が絶対額としても減少し、最上階層で支出額が最も小さい。一人当たりでも階層が上がるとともに支出額が上昇するのは、香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品、非アルコール飲料、特に外食においてはそれが顕著である。

付表6 世帯員一人当たり飲食料費の支出額 (豪ドル, %)

	総所得による5階層区分					全世帯	階層対比(%)	
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層		最上/第3	最上/最下
食料・非アルコール飲料計	52.24	50.78	56.05	60.52	72.72	61.15	129.7	139.2
不明のもの	1.79	1.88	2.32	2.12	2.79	2.30	120.1	155.3
パン類・穀粉・穀物	6.46	6.00	5.85	6.45	6.73	6.42	114.9	104.1
食肉	8.36	7.52	7.43	7.59	8.50	8.00	114.4	101.7
魚介類	1.67	1.33	1.38	1.37	1.81	1.54	131.2	108.7
卵・卵製品	0.50	0.45	0.40	0.38	0.41	0.42	103.2	81.8
牛乳・乳製品	4.57	4.33	4.23	4.43	4.61	4.51	108.8	100.8
食用油脂	0.72	0.60	0.52	0.51	0.49	0.56	95.2	68.6
果実・ナッツ	4.33	3.68	3.42	3.52	4.36	3.91	127.6	100.7
野菜	4.62	4.06	3.80	3.98	4.52	4.24	119.0	97.9
香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品	6.39	6.41	6.63	7.74	8.00	7.30	120.7	125.3
非アルコール飲料	3.92	4.23	4.69	5.15	5.84	5.01	124.6	149.0
外食及びファーストフード	8.74	10.24	15.27	17.20	24.61	16.84	161.1	281.5
その他の食料・非アルコール飲料	0.17	0.06	0.12	0.08	0.05	0.09	43.3	28.8
アルコール飲料	5.85	6.43	8.70	9.01	12.96	9.33	149.1	221.7
不明のもの	0.43	0.86	0.97	1.45	2.16	1.34	221.6	505.3
ビール	2.92	2.67	3.67	3.66	4.55	3.70	124.1	155.9
ワイン	1.65	1.64	2.25	1.93	4.10	2.53	182.2	248.0
蒸留酒	0.79	1.25	1.76	1.90	2.12	1.71	120.2	266.9
その他のアルコール飲料	0.06	0.02	0.04	0.06	0.04	0.04	90.4	63.7

アルコール飲料にあっては、最上階層の世帯と下位の階層の世帯の支出額の相対的な格差が、食料・非アルコール飲料よりも大きく、最上階層の世帯は、中位階層の約2倍、最下階層の約5倍である（付表4）。アルコール飲料の消費の中心となっているのは、ビールとワインだが、所得が高いほどワインの消費が相対的に大きくなることがうかがわれる（付表6）。

以上は、食料・非アルコール飲料を大きく13の項目に分けたデータで比較したが、更により具体的にどのような消費の傾向があるのかをもう一段階細かい項目（食料・非アルコール飲料全体で40項目、アルコール飲料では付表4のと通りの5項目）で見てみることにする。所得階層により世帯内員数に違いがあるので、所得階層による支出傾向の違いをみる観点から、世帯単位での飲食料費支出の絶対額を直接比べるのではなく、世帯の飲食料費全体に占める各項目の割合、及び、世帯員一人当たりの支出額に着目することとする。

付表7は、世帯の飲食料費全体に占める各項目の割合に着目したもので、最上位階層での支出シェア（ S_{80-100} ）と最下位階層での支出シェア（ S_{0-20} ）の比率（ S_{80-100}/S_{0-20} ）に着目して、最上位階層での支出が相対的に多い項目（ $1.1 < S_{80-100}/S_{0-20}$ ）、さほど差のない項目（ $0.9 < S_{80-100}/S_{0-20} < 1.1$ ）、最上位階層での支出が相対的に少ない項目（ $S_{80-100}/S_{0-20} < 0.9$ ）に分けている。

付表8は、世帯員1人当たりの支出額に着目したもので、最上位階層での一人当たり支出額（ I_{80-100} ）と最下位階層での一人当たり支出額（ I_{0-20} ）の比率（ I_{80-100}/I_{0-20} ）に着目して、最上位階層での一人当たり支出が相対的に多い項目（ $1.1 < I_{80-100}/I_{0-20}$ ）、さほど差のない項目（ $0.9 < I_{80-100}/I_{0-20} < 1.1$ ）、最上位階層での一人当たり支出が相対的に少ない項目（ $I_{80-100}/I_{0-20} < 0.9$ ）に分けたものである。

なお、詳細や具体的内容が明らかでないもの（「不明の食品・非アルコール飲料」「不

明の食肉」「不明の魚介類」「不明の果実・ナッツ」「不明の野菜」「不明のアルコール飲料」）は対象外とし、いずれの表にも掲載していない。

付表 7 により、世帯単位での費目別支出のシェアの相対的な大きさをみると、最上階層では、外食及びファーストフード、非アルコール飲料のうち、ソフトドリンク・包装された水、果実・野菜ジュース、栄養ドリンク・包装されない乳飲料、そして、ワイン、蒸留酒の支出が最下階層に比べて大きくなっている。上記の各費目及び、差が小さい鶏肉、菓子を除く全ての費目、すなわち大部分の費目において、最上階層での支出割合が最下階層よりも小さくなっている、これは、支出のうちのかかなりの部分を占める外食及びファーストフードの支出割合が最下階層に比べて最上階層では約 2 倍もあるためである。最上階層での支出割合が小さい費目の中でも、穀粉 (31.7%)、狩猟肉 (31.7%)、くず肉 (27.4%)、砂糖 (32.7%) が顕著に小さい。

付表 7 世帯の飲食費の費目別支出シェアの所得階層による相対的な大きさ (%)

最上階層で相対的に多い($1.1 < S_{80-100}/S_{0-20}$)		大きな差がない($0.9 < S_{80-100}/S_{0-20} < 1.1$)		最上階層で相対的に少ない($S_{80-100}/S_{0-20} < 0.9$)	
ソフトドリンク・包装された水	135.3	鶏肉	104.1	パン	71.8
果実・野菜ジュース	117.2	菓子	106.7	穀粉	31.7
栄養ドリンク・包装されない乳飲料	125.6			ケーキ、ビスケット、プディング等	75.5
外食及びファーストフード	202.2			穀物・パスタ	83.4
ワイン	111.8			食肉加工品(ハム、ベーコン、ソーセージ等)	72.3
蒸留酒	120.4			牛肉	63.4
				羊肉	71.7
				豚肉(ベーコン、ハムを除く)	59.6
				狩猟肉	31.7
				くず肉	27.4
				その他の食肉	26.4
				魚介類	77.1
				卵・卵製品	58.7
				牛乳・乳製品	72.4
				食用油脂	49.8
				生鮮果実	75.1
				缶詰・冷凍・瓶詰の果実	64.7
				乾燥した果実・ナッツ	63.7
				生鮮野菜	70.7
				冷凍野菜	59.7
				その他の野菜	78.0
				砂糖	32.7
				シロップ、蜂蜜、ジャム、ゼリー、デザート	61.1
				香辛料、ハーブ、ソース、スプレッド、他の食品添加物	77.2
				缶詰のスパゲティ・豆類	49.4
				包装された調理済食品	89.2
				茶・コーヒー	49.9
				液体食	87.2
				その他の食料・非アルコール飲料	20.7
				ビール	70.3
				その他のアルコール飲料	28.7

それでは、1 人当たり支出の絶対額を比較するとどうなるであろうか。最下階層との差が最も大きいのが外食及びファーストフードであり (281.5%)、次いで、非アルコール飲料のうち、ソフトドリンク・包装された水、果実・野菜ジュース、栄養ドリンク・包装されない乳飲料である。これらは、付表 7 と同じであるが、一人当たりになると、付表 7 においては差がないグループに属した鶏肉、菓子や、相対的に少ないグループだった穀物・パスタ、包装された調理済食品、液体食 (スープ等) も、最上階層で支出額が多い費目に位置づけられる。卵・卵製品や食用油脂は一人当たりでも以上階層での支出が小さい。ア

ルコール飲料はいずれも最上階層の支出額がかなり大きい、特に蒸留酒、ワインでは最下階層との差が顕著となる。

付表 8 一人当たり費目別飲食費支出額の所得階層による違い (%)

最上階層で支出額が多い(1.1<I ₈₀₋₁₀₀ /I ₀₋₂₀)	大きな差がない(0.9<I ₈₀₋₁₀₀ /I ₀₋₂₀ <1.1)	最上階層で支出額が少ない(I ₈₀₋₁₀₀ /I ₀₋₂₀ <0.9)
穀物・パスタ 116.1	パン 99.9	穀粉 44.1
鶏肉 145.0	ケーキ、ビスケット、プディング等 105.1	牛肉 88.2
菓子 148.6	食肉加工品(ハム、ベーコン、ソーセージ等) 100.6	豚肉(ベーコン、ハムを除く) 82.9
包装された調理済食品 124.2	羊肉 99.7	狩猟肉 44.1
ソフトドリンク・包装された水 188.4	魚介類 107.3	くず肉 38.1
果実・野菜ジュース 163.2	牛乳・乳製品 100.8	その他の食肉 36.8
液体食 121.5	生鮮果実 104.5	卵・卵製品 81.8
栄養ドリンク・包装されない乳飲料 174.8	缶詰・冷凍・瓶詰の果実 90.0	食用油脂 68.6
外食及びファーストフード 281.5	生鮮野菜 98.3	乾燥した果実・ナッツ 88.7
ビール 155.9	その他の野菜 108.6	冷凍野菜 83.1
ワイン 248.0	香辛料、ハーブ、ソース、スプレッド、他の食品添加物 107.5	砂糖 45.5
蒸留酒 266.9		シロップ、蜂蜜、ジャム、ゼリー、デザート 85.0
		缶詰のスパゲティ・豆類 68.8
		茶・コーヒー 69.4
		その他の食料・非アルコール飲料 28.8
		その他のアルコール飲料 63.7

また、付表 8 からは、同じ大くくりの分類に属するものであってもその内訳でみると階層間の差がはっきりするものが見えてくる。「パン類・穀粉・穀物」のなかの、穀物・パスタは最上階層での支出が多いが、パン及びケーキ、ビスケット、プディング等では差がなく、穀粉では、最上階層の方が大幅に支出が少ない。「食肉」では、最上階層では鶏肉が多く、羊肉は差がなく、牛肉、豚肉、狩猟肉、くず肉は最下階層の方が多く支出している。「香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品」では、最上階層で菓子、包装された調理済食品が多いのに対して、最下階層では、砂糖、シロップ・蜂蜜・ジャム・ゼリー・デザート、缶詰のスパゲティ・豆類が多い。果実・野菜に関しては、最下階層は乾燥した果実や冷凍野菜の支出が大きい。

最上階層で支出が相当に少ない費目のうち、砂糖(45.5%)、食用油脂(68.6%)については、所得が上がるほど健康志向が高まることがその理由とも考えられるが、所得の高い階層では支出の多い外食及びファーストフードや調理済食品、ソフトドリンク類、菓子の支出が多いのでそれらから糖分、油脂を摂取しているため、とも考えられる。穀粉(44.1%)、缶詰のスパゲティ・豆類(68.8%)の支出が少ないのも、パスタや調理済み食品の形で摂取することが多いためかもしれない。茶・コーヒーが少ないのは、それ以外の飲料が多いためであろう。(なお、狩猟肉、くず肉は、支出の絶対額が極めて小さく全世帯平均で週 0.01 豪ドルに過ぎないので考慮しなかった)

6. 残念ながら、この家計調査では、各費目の支出額のためのデータしかわからず、それぞれの品目の購入数量が不明である。所得階層間での各費目の支出額の差は、購入数量の大小によるものと、購入単価の違いによるものとに起因するはずであり、費目によって数量と単価の寄与度が異なると考えられる。例えばアルコール飲料は最高階層が一人当たり最下階層の 2.2 倍の量を飲んでいるということではなく、単価の高いものを消費しているとみ

るのが妥当であろう。しかしながら、そうした寄与度についての手がかりはない。

それでも、この家計調査の結果を分析することで、上述のように、所得が高くなるほど、外食が多くなり、調理済食品への支出が増えるなど、所得階層の別により飲食料費支出にかなり明瞭な違いがあることが示される。全体としては食生活に急な変化を想定しにくいオーストラリアにおいても所得が上がるに従って、食の外部化、高級志向、健康志向、簡便化が進むことが伺われる。先進国ではあるが、景気循環によって、食生活が変わったり、健康についての考え方により、志向が変化する（牛肉よりも鶏肉の消費が増えるなど）ことが起き得ると考えられ、これは貿易や飼料用穀物の需要動向にも一定の影響を与えるであろう。

注（１）全国栄養調査は、この 1995 年のものが初めてであり、しかも、以後同様な調査はとりまとめられていない（2009 年 12 月現在）。全国栄養調査をもとにして所得階層等の別に着目した分析を行った例として、以下の 2 つがある。“Dietary patterns of Australian adults and their association with socioeconomic status: results from the 1995 National Nutrition Survey” G Mishra, K Ball, J Arebuckle and D Crawford, *European Journal of Clinical Nutrition* (2002) 56, pp689-693, 及び, “Income differences in food consumption in the 1995 Australian National Nutrition Survey” A Worsley, R Blasche, K Ball, and D Crawford, *European Journal of Clinical Nutrition* (2003) 57, pp1198-1211。いずれも、全国栄養調査の公表されなかった個票のデータを使用して所得階層等を区分したものであり、前者は雇用における地位（3 区分）と男女の別での各種食品の摂取頻度の違いを分析し、後者は所得階層（3 区分）、年齢階層（3 区分）、及び男女の別での各種食品の摂取頻度の違いを分析している。両者とも、アルコール飲料は対象とせず、また、摂取頻度のみを対象としており、各種食品ごとの摂取量や支出金額は不明である（支出金額については、もともと全国栄養調査では把握されていない）。